

我妻栄の青春（9・完）

七戸，克彦
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/7152029>

出版情報：法政研究. 90 (2), pp.159-220, 2023-10-06. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

我妻栄の青春（9・完）

七 戸 克 彦

- I プロローグ
 - 1 日本民法学の時代区分
 - 2 我妻法学の時代区分 以上88巻1号
- II 幼年時代（明治30～36年：0～5歳）
 - 1 郷土
 - 2 家庭 以上88巻2号
- III 興譲尋常高等小学校時代（明治36～42年：6～11歳）
 - 1 操行=乙
 - 2 同年代との比較 以上88巻3号
- IV 米沢中学校時代（明治42～大正3年：12～16歳）
 - 1 チャッカリ秀才
 - 2 米沢藩・上杉家と雲井龍雄 以上88巻4号
- V 第一高等学校時代（大正3～6年：17～20歳）
 - 1 高校1年（大正3年9月～4年7月：17～18歳）
 - 2 高校2年（大正4年9月～5年7月：18～19歳）
 - 3 高校3年（大正5年9月～6年7月：19～20歳） 以上89巻1号
- VI 東京帝国大学時代（大正6～9年：20～23歳）
 - 1 大学1年（大正6年9月～7年7月：20～21歳）
 - 2 大学2年（大正7年9月～8年7月：21～22歳）
 - 3 大学3年（大正8年9月～9年7月：22～23歳） 以上89巻2号

Ⅶ 大学院特選給費生・助手・助教授時代（大正9～昭和2年：23～29歳）

- 1 大学院特選給費生（大正9年7月～10年3月：23歳）
- 2 助手（大正10年4月～11年7月：24～25歳）
- 3 助教授（大正11年7月～昭和2年3月：25歳～29歳）

以上89巻4号・90巻1号

Ⅷ エピローグ

- 1 我妻法学の時代区分・第1期の考察
- 2 我妻法学の時代区分・第2期の考察
- 3 我妻法学の時代区分・第3期の考察
- 4 我妻法学の時代区分・第4期の考察

以上本号

Ⅷ エピローグ

【431】 本連載の第1回で述べたように、我妻法学の時代区分は、日本民法学の時代区分（【3】）における第3期の〔1〕前期（大正デモクラシー法の時代）・〔2〕後期（戦時体制期）、〔3〕第4期（戦後の立法期）、〔4〕第5期（戦後の解釈論確立期）に対応している。

一方、終戦後の昭和28年（=我妻法学の第3期）に彼が宣言したところの、自身に課した「二つの任務」——①「専攻する学問分野の全部にわたって講義案ないし教科書を作ること」と、②「最も興味を感じ重要と信ずるテーマを選んで、終生の研究をそこに集中すること」（【24】）——は、死去2年前の昭和46年（=我妻法学の第4期）に自身の仕事を振り返って「布の地の色と花模様」の2種類——〔A〕「民法一筋は、私が生涯をかけて染めてゆく布の地の色」であり、〔B〕民法「一筋以外に引き受ける仕事は、そこに入れられる花模様」である（【28】）——に分けたうちの、〔A〕「民法一筋」の「地の色」の部分であった。

そして、本連載で扱った「我妻栄の青春」時代（大正期=我妻法学の第1期（=〔1〕大正9年～昭和6年）の中でも前半の5年）の著作は、上記のうち〔A〕「民法一筋」（①+②）の作業に取り組む準備段階の修作にすぎない。

1 我妻法学の時代区分・第1期（大正9年～昭和6年）の考察

【432】だが、我妻法学の第1期の後半5年（昭和2～6年）に入るや、我妻が自らに課した〔A〕「民法一筋」（「地の色」）の「二つの任務」（①+②）は、急速に形を整え始める。昭和2年3月26日の教授昇進をはさんで「資本主義的生産組織に於ける所有権の作用」（【442】）の連載に続いて、同年6月より「近代法に於ける債権の優越的地位」（【443】）の連載が開始される一方、翌昭和3年2月より『現代法学全集』に「民法総則」（【445】）の連載も始まる。

（1）同僚たち

【433】上記のうち「近代法に於ける債権の優越的地位」は、昭和6年東大に入学した丸山真男にマルキシストの先輩が示した「必読文献」であり、星野英一の一高時代（昭和20年卒業）にも、我妻は「ピンク」だといわれていた（【24】）。

一方、我妻の教授昇進の翌年（昭和3年）の新聞記事には、次のようにあった。⁽¹⁾

曾て世を驚かしたものに森戸辰男、吉野作造両氏の筆禍事件があり、最近では助教野平野義太郎氏の洋行拒否問題も騒がれた。氏の著『法律における階級闘争』に危険思想が含まれてゐるから貴重なる在外研究費は出せないと云ふのが因だが、こんな連中も時には研究の自由を高唱する事があるのだから笑はせる。然し問題は既に解決して氏は今巴里に滞在中、帰任と同時に花々しく活躍するであらう

我妻栄氏もまた新進教授中の白眉帰朝後、独法を受持つてゐるが弁護士に鞍替へた鳩山秀夫氏の直系の後継者であり、温厚篤学の士である。近頃畑を換へてマルキシズムの洗礼を受け、大いに新しいところを發揮しようと努めてゐる。氏が庭球界の名物男針重敬喜⁽²⁾氏と同郷なもの面白い対照だ。

もし記事がいうように、我妻が「マルキシズムの洗礼を受け」ていたならば、彼はおそらく平野義太郎と同じ運命をたどっていただろう。

（1）読売新聞昭和3年3月20日朝刊2面「(学園展望・帝大の巻=2)新自由法学を説く情熱の歌人／人気聚めた牧野氏の刑法／法学部もの語り」。

（2）〔七戸注〕針重敬喜（はりしげ・けいき。明治18（1855）年2月1日－昭和27（1952）年6月5日）は、山形県南置賜郡南原芳泉村（現：米沢市芳泉町）出身。針重家は米沢藩下士の家で、父・針重幸主（安政4（1857）年生）は、27歳で六十在家・長手新田・窪谷の3地区の戸長となり、明治14年芳泉学校創設に尽力した人。子・敬喜は、米沢中学から早稲田大学に進み庭球部に入部、卒業後は読売新聞・東京日日新聞記者から、押川春浪の誘いで武侠世界社に入社し、春浪の死去後は「武侠世界」の主筆となる。墓所の米沢・長松寺には父・幸主の顕徳碑もある。

ア 平野義太郎

【434】 新聞記事にもあるように、大正14年3月刊行の平野『法律に於ける階級闘争』（【420】）は、文部当局の不興を買い、大正15年11月には欧州への留学が岡田良平文部大臣・松浦鎮次郎文部次官に拒否される事態に陥った。

だが、東大側の折衝により、昭和2年2月25日文部省は海外留学許可を発令し、3月19日に平野は渡欧の途に就く。我妻の教授昇進7日前のことである。

【435】 帰国は3年後、サンフランシスコ発の日本郵船・春洋丸にて昭和5年1月16日横浜着。その後、4月新学期の講義担当に関して、平野は、民法第4講座を穂積重遠と分担することになるが、その経緯については、新聞記事に次のようにある。

東大で民法の先生といへば「穂積、末弘」といはれてゐたが、来る4月の新学期からは、順序として民法第3部（親族、相続）を担当するはずだった末弘厳太郎教授は特に三瀧信三教授に代って経済学部の民法第1部を担当し

法学部の民法第3部は新婦朝の平野義太郎助教授が講義することとなり、三瀧教授は独法を専ら講義し、将来は法経を通じて民法の5講座を穂積、末弘、我妻、平野4氏が巡環的に受持つこととなった

これは去る23日、三段論法的に理屈張った法学部教授会で珍しくも末弘教授が一切の理屈を抜きにして、後進の平野助教授に途を開くため自ら

発案して経済学部の方を引受け、事をすらすらと取り運ばせたもので

このため従来文部当局や枢密院の間に兎角誤解を受け勝ちであった平野助教授も、明年4月頃には教授に任ぜらるべく、まづもって新進の学徒としての途と立場とが安定した次第である、この事は末弘教授の温情ある名案と共に帝大近來の傑作と見られて居り、又近來沈滞してゐる帝大法学部にも平野助教授の講義は

華やかな清新味を加へるものとて学生間にも

評判である

(3) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲IV注（6）191頁。

(4) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲IV注（6）198頁、東京朝日新聞昭和5年1月17日朝刊7面「問題の人、平野助教授帰る ドイツで民法の研究を積み、きのう春洋丸入港」。記事には、「平野帝大助教授は渡欧に際しその著『法律における階級闘争』がたゞり文部省と帝大の板ばさみになって学界の注目をひいた問題の人である」とある。

(5) 東京朝日新聞昭和5年1月27日朝刊7面「誤解もサラリと再生の平野助教授／末弘博士が温情ある名案に開かれた新進の道」。

（ア） 昭和5年7月東大辞職——共産党シンパ事件

【436】 ところが、講義開始からわずか2か月後の「6月16日付をもって『一身上ノ都合ニ依リ本官ヲ辞シ度キ旨退官願提出ノ件ニ付キ学部長〔中田薫〕ヨリ其理由ヲ説明シ』、平野の退官が承認（7月11日付依願免官）」される。⁽⁶⁾

なお、経済学部でも同日付にて助教授の山田盛太郎が辞職しているが、その事情に関して、新聞記事は「今回の両氏辞職の理由は某事件に関係ありといはれ責任上辞表を提出したものであると伝えられ学界各方面から注目されてゐる」と意味深長である。⁽⁸⁾

両名の辞職の原因は、翌昭和6年5月20日午後5時の報道規制解除によって明らかになった。昭和5年2月24日和歌山県和歌浦で発生した警官射撃事件以降、再建共産党に対する取締りを強化していた内務当局が、党に資金提供を行ったシンパタイザーを含め461名を治安維持法違反容疑で検挙していたのである（共産党シンパ事件）。検挙者の中には、平野義太郎・山田盛太郎のほか、我妻と一高で同期だった三木清（【244】。当時は法政大学教授）もいた。⁽⁹⁾

その後、平野は（我妻法学の第2期（昭和6～20年）時代の出来事になるが）昭和8年4月11日の第1回公判で懲役2年を求刑され、同月22日懲役2年執行猶予1年の「寛大な」「温情ある」判決言渡しがあつた。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

（イ） 昭和11年7月検挙——コム・アカデミー事件

【437】 なお、東大を退職した平野義太郎は、山田盛太郎とともに、野呂栄太郎らによる『日本資本主義発達史講座』（岩波書店、昭和7年5月～昭和8年8月。全7巻）に参画し、山田『日本資本主義分析——日本資本主義における再生産過程把握』（岩

(6) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲IV注（6）200頁。

(7) 『山田盛太郎著作集（第2巻・日本資本主義分析）』（岩波書店、昭和59年）「後記」213-214頁、寺出道雄『評伝・日本の経済思想』山田盛太郎——マルクス主義者の知られざる世界』（日本経済評論社、平成20年）40頁。

(8) 東京朝日新聞昭和5年7月12日朝刊3面「平野山田両助教授辞職」。

(9) 東京朝日新聞昭和6年5月20日号外1面「日本共産党再建／組織的陰謀の発覚／身命を賭した警官隊／173名起訴／本日記事解禁さる」。

(10) 読売新聞昭和8年4月12日夕刊2面「平野義太郎氏に2年求刑／東京地裁」、東京朝日新聞昭和8年4月12日夕刊2面「平野義太郎氏、懲役2年 検事から求刑」。

(11) 読売新聞昭和8年4月23日夕刊2面「平野義太郎氏執行猶予／東京地方裁判所」、東京朝日新聞昭和8年4月23日夕刊2面「平野義太郎氏は執行猶予」。

波書店、昭和9年2月)と、平野『日本資本主義社会の機構——史的過程よりの究明』(岩波書店、昭和9年4月)は、大きな評判を呼んだが、彼ら「講座派」は、コミンテルンの文化指導部コムニズマ・アカデミヤ(Коммунизма-Академия)を模した組織であるとのフレームアップによって、昭和11年7月11日警視庁特高部により治安維持法違反容疑で一斉検挙された(コム・アカデミー事件)。⁽¹²⁾

山田盛太郎は検挙10日目に転向声明を行い、その後、平野義太郎も10月に入って転向手記の執筆を開始して、翌昭和12年3月19日処分保留で身柄釈放となった。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

なお、このとき彼らが認めた手記は、警視庁特高部により謄写印刷のうえ広く配布されたが、これを読んだ石堂清倫(【278】)によれば、「平野と山田の手記の印象はいまだに強烈にのこっている」。平野の手記は「義母の死にさいして骨肉の情をつくすことのできなかつた哀しみをあられもなく誇張し、最大限の言葉をつらねて、天に哭し地に訴えんばかりに歎きかなしんでいる」。だが、「これにたいして山田手記はもっぱら理論的であった」。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

(ウ) 文体の呪術

【438】一方、山田の『日本資本主義分析』と平野の『日本資本主義社会の機構』については、平野の『機構』の「反響も大きかったが、『分析』と『機構』と並ぶ称された2著のうちでも、『分析』の反響の方が大きかった」。⁽¹⁷⁾

これは、山田「『分析』の文体の、アヴァンギャルド芸術的な性格」も多分に影響している。「『分析』は、日本語による社会科学の作品としては他に例のない、特

(12) 読売新聞昭和11年7月11日夕刊2面「戒厳令下の共産党／平野、山田東大元助教授以下／今晚、30余名検挙さる」、東京朝日新聞昭和11年7月11日夕刊2面「赤色の再生を撃滅／仮面の文化団体に今晚総検挙の手／3新聞雑誌に立巻って暗躍／山田、平野ら30数名」。

(13) 読売新聞昭和11年10月13日夕刊2面「平野帝大元助教授ついに転向手記／牢獄を訪れる愛児の笑顔に半生の赤き研究放棄」、東京朝日新聞昭和11年12月15日朝刊11面「非転向の孤塁放棄 平野氏、研究著作一擲を誓う／コム事件と朝鮮共産党送局」。

(14) 東京朝日新聞昭和12年3月21日夕刊2面「平野義太郎等釈放」。

(15) 〔七戸注〕妻・嘉智子の母で安場末喜男爵の妻トモ(友子)。彼女は昭和11年12月危篤状態に陥ったことから、平野は病床見舞いのため12月16日に5日間の保釈が認められ(東京朝日新聞昭和11年12月17日朝刊11面「平野義太郎氏釈放 義母危篤で5日間」)、友子の死去により21日朝に高輪署に出頭して留置場に戻った(東京朝日新聞昭和11年12月22日夕刊2面「平野氏、留置場へ」)。

(16) 石堂清倫『異端の視点』(勁草書房、昭和62年)235-237頁。

(17) 寺出道雄・前掲注(7)120頁。

異なる文体で叙述されている」。すなわち、以下のごときである⁽¹⁸⁾。

工作機械＝螺旋清作の劣位＝低位の裡に呈露した所の、微脆性。日本資本主義の規定的特質たる半農奴制的軍事的特質は、軍事産業における生産装置の優位と一般的な生産低位との顛倒の矛盾として現はれ、かくの如き矛盾はまた更に工作機械＝旋盤製作の劣位＝劣位として具現する。

【439】 山田『分析』の前衛的な文体は、我妻と一高・東大同学年の福本和夫（【241】）の呪文のような文章を想起させる。福本の⁽¹⁹⁾大正15年の著作『社会の構成＝並に変革の過程』と『無産階級の方向転換』⁽²⁰⁾は、大熊信行（【192】）の小樽高等商業学校講師・教授時代（大正10～12年）の教え子である小林多喜二⁽²¹⁾の小説『転形期の人々』にも登場する⁽²²⁾。

その後、組合のものに会ふと福本のもを讀んでゐた。

「こいつを讀まないで、没落の過、程、を、過、程、するんだってよ！」

と笑つた。

「東京では女学生までが、福本の本を小脇に抱えてあるさうだよ！」

「過程を過程する」の言辞を、福本の文章から引用すれば、たとえば以下のごと

(18) 寺出道雄・前掲注（7）159-160頁。山田盛太郎『日本資本主義分析——日本資本主義における再生産過程把握』（岩波書店、昭和9年2月）129頁……〔文庫版〕山田盛太郎『日本資本主義分析』（岩波文庫、昭和52年）164-165頁、〔全集〕『山田盛太郎著作集（第2巻）』前掲注（7）115頁。

(19) 〔初出〕福本和夫『社会の構成＝並に変革の過程』（白揚社、大正15年2月）……〔復刊〕「復刊・自註：社会の構成並に変革の過程——唯物史観の方法論的研究」『福本和夫初期著作集・第1巻』（こぶし書房、昭和46年）41頁。

(20) 〔初出〕北条一雄〔福本和夫〕『無産階級の方向転換（第1分冊）』（希望閣、大正15年4月）……〔復刊〕「復刊・自註：無産階級の方向転換（第1分冊）」『福本和夫初期著作集・第3巻』（こぶし書房、昭和47年）73頁。

(21) 大熊信行『ある経済学者の死生観』前掲Ⅳ注（116）31頁「小林多喜二が、あそびにくうようになったのは、2年生のときである。その年、わたしは小樽の学校で、2年の経済原論をはじめてうけもった。わたしが小樽に赴任したのは、多喜二が入学したのと、いっしょだった」。その後、多喜二は、大熊の処女作を紹介した「大熊信行先生の“社会思想家としてラスキンとモリス”」を昭和2年2月27日小樽新聞に寄稿し、同書の堂々たる広告を凸版入りで掲載したという。倉田稔「小林多喜二の昭和時代、拓銀時代」小樽商科大学人文研究94号（平成9年）60頁。

(22) 〔初出〕小林多喜二『転形期の人々』（国際書院、多喜二獄死（昭和8年2月20日）後の同年5月刊行……雑誌連載開始はナッパ2巻10号（昭和6年10月）である）222-224頁……〔所収〕『小林多喜二全集（第4巻）』（新日本出版社、昭和57年）192-194頁、鳥村輝「〈転形期〉の混沌から——小林多喜二と小樽の若き〈マルクス主義〉者たち」昭和文学研究74集（平成29年）18頁。多喜二は『社会の構成＝並に変革の過程』を2度も読んだという。倉田稔・前掲注（21）56頁。

くであり——、

我が無産者問題は、其の発達の必然により、今や所謂「方向転換」期にある。

この「転換」は、そもそも、いかなる諸過程を過程することによって完了せらるるか。

そして、我々は今現在に、そのいかなる過程を過程しつつあるか。

「マルクス主義」の旗幟の下にマルキシストは、いまこれをいかに認識し、いかにして過程せんとするか。

これぞ、私がいまこゝに、究明せんとするところの問題である。

——こうした呪術的な言い回しと相俟って、彼のいわゆる「福本イズム」は、左翼青年の間で熱病のように蔓延した。

だが、すでに触れたように（【241】）、福本は昭和2年共産党内で失脚したうえ、翌昭和3年3・15事件で検挙され、昭和17年まで投獄されることとなる。

【440】 マルクス『資本論』の《Hic Rhodus, hic salt!》もそうであるが、マルクスと同時代人であるケルケゴール『死に至る病』は、冒頭の一節から——「自己とは自己自身に関係するところの関係である、すなわち関係ということには関係が自己自身に関係するものなることが含まれている」——若者を痺れさせる⁽²⁵⁾。

こうした文章を読んでもうと、平野義太郎『法律における階級闘争』冒頭の「すべて過去の歴史は階級闘争の歴史である」の書き出しや（【420】）、我妻栄「私法の方法論に関する一考察」末尾のカントロヴィッツの借用は（【426】）、いかにも凡庸

(23) 福本和夫・前掲注(20)〔初出〕75頁……〔復刊〕131頁。

(24) 七戸克彦「『ここはロードス、ここで跳べ』と『ここに薔薇あり、ここで踊れ』について」月報司法書士536号（平成28年）2頁。

(25) 大学に入学してこの文章を読んだ鷺田清一は「まるで見ず知らずの人にいきなり胸ぐらをぐいと掴まれたような感じでした」といい、大澤聡は「若いときにはああいったのにやられる。感染力がある」と述べる。大澤聡『教養主義のリハビリテーション』（筑摩選書、平成30年）20-21頁。

なお、本文で引用したケルケゴールの日本語訳（ケルケゴール（著）／齊藤信治（訳）『死に至る病』（岩波文庫、昭和14年）22頁）は、デンマーク語からの直訳ではなく、1912年〔=大正元年〕刊行のシュレンプのドイツ語訳からの重訳であるが、「ヤスパースやハイデッガーがケルケゴールの思索の世界に導かれたのもこの独訳を通じてであった」（齊藤信治「解説」前掲岩波文庫291頁）。本文引用部分のドイツ語は《Das Selbst ist ein Verhältnis das sich zu sich selbst verhält; oder ist das im Verhältnis, daß das Verhältnis sich zu sich selbst verhält》で、やはり痺れる。なお、川上正秀『ドイツにおけるケルケゴール思想の受容——20世紀初頭の批判哲学と実存哲学』（創文社、平成11年）参照。ちなみに、山田盛太郎と同時代の哲学者では、ワイトゲンシュタイン『論理哲学論考』の文体が、山田『日本資本主義分析』と似ているように感ずる。

に感じてしまう（金田一人『身も魂も』の「文体の呪術」に折口信夫は魅せられたが（【363】）、我妻はこの方面の感受性を持ち合わせていなかった。【362】）。

イ 中川善之助

【441】 大正14年7月に留学より帰国した中川善之助は（我妻の帰国は同年12月）、翌大正15年1月より「婚姻の儀式（1）～（5・完）」連載の後、翌昭和2年にはクーランジュヤメンといった法の歴史的発展過程に関する研究を発表していたが、ドイツ滞在時に読んだマルクス主義に関しては、昭和3年発刊の改造社版『マルクス＝エンゲルス全集』に「ケルン陪審法廷におけるカール・マルクス」の翻訳を掲載したのみ⁽²⁶⁾で、その後この方面の研究は途絶している。興国同志会の一件につき「あの人は婦人問題に逃れたんですよ」と平泉澄は述べていたが（【297】）、中川はマルクス主義からも逃げたのだろうか。それには平野義太郎の免官も影響しているだろうか。

昭和5年4月刊行の『略説身分法学』は、中川自身の言によれば「形式社会学の寄せ集めのようなもの」であったが、同書に対して、共産党シンパ事件で東大を辞した直後の平野義太郎は、苛烈な批判を浴びせている。⁽²⁸⁾

(26) 寺出道雄（『日本資本主義分析』再読（その2）戦前のマルクス主義と未来主義』三田学会雑誌95巻4号（平成15年）157頁は、山田盛太郎「分析」の文体は「未来主義〔未来派（Futurismo: Futurism）〕の『自由語』の基本的な要素の、日本語における散文への導入の実験例であった」とし、さらに、寺出道雄・前掲注（7）128-129頁は、神原泰（詩人・画家。未来主義・構成主義の日本への紹介者）の詩「1930年の彼女の風景」（風俗雑誌1巻2号（昭和5年8月号）42-43頁）の全文を引用する（寺出自身が、神原泰・山田盛太郎の「文体の呪術」の虜になっているように見える）。「我妻栄の青春」時代である大正後期から昭和初期は、モダニズム文学（横光利一・川端康成らの新感覚派）とプロレタリア文学（小林多喜二・徳永直・中野重治ら）の並立期で、短歌界にあっては、モダニズム短歌・プロレタリア短歌の破調歌・口語自由律が時代を席卷した。金田一人『身も魂も』も、こうした短歌革新運動の系譜に属するが、しかし、我妻栄は、師・鳩山秀夫と一高同期の阿部次郎・安倍能成・岩波茂雄ら一世代前の大正教養主義から踏み出すことはなかった。

(27) 同論文に関する自身の弁として、中川善之助「（東京都立大学法学会の講演から）私の家族法——五十余年にわたる民法研究と調査活動のエピソードを語る最後の講演」法学セミナー240号（昭和50年）20-21頁。

(28) 中川善之助（訳）「ケルン陪審法廷に於けるカール・マルクス——1849年2月9日暴動事件（マルクス：1849年）」『マルクス＝エンゲルス全集（第4巻）』（改造社、昭和3年）599頁。

(29) 中川善之助・前掲注（27）32頁。谷口知平「中川身分法の基礎理論——『略説身分法学』『身分法の総則的課題』を中心に」「（座談会）中川先生の間を語る」『中川善之助——人と学問』前掲Ⅶ注（90）2-3頁、打田峻一「『略説身分法学』の頃」同137頁も参照。

(30) 平野義太郎「（新刊批評）親族相続法の法社会学——中川善之助氏著『身分法学』を読む」法律時報2巻8号（昭和5年）63頁。磯野誠一＝利谷信義「中川家族法学の特質と問題点」『中川善之助——人と学問』前掲Ⅶ注（90）26頁、村教三「中川法学の方法論に寄せて」同127頁も参照。

(2) 我妻法学の「地の色」——「二つの任務」②「終生の研究テーマ」

我妻栄の『民法一筋』の「地の色」分野の「二つの任務」——すなわち「〔①〕『民法講義』7冊を完成し、〔②〕『資本主義の発達に伴う私法の発展』を終生の研究テーマとする」⁽³¹⁾——のうち、まず形を整え始めたのは、②の「終生の研究テーマ」に関するモノグラフィであった。

ア 昭和2年「資本主義的生産組織に於ける所有権の作用」

【442】 昭和2年3～5月の「資本主義的生産組織に於ける所有権の作用——資本主義と私法への一寄与としてのカルネルの所論（1）～（3・完）」は、「マルクス研究の第1巻に載せられた、カルネルの『法律制度特に所有権の社会的作用』⁽³²⁾の主として所有権に関する部分を中心とした紹介」であるが、我妻自身の言によれば、「私が『資本主義の発達に伴う私法の変遷』⁽³³⁾ともいうべきテーマを終生の研究課題にしようと決心する直接の動機となり、翌年から右の『債権論〔＝「近代法に於け

(31) 我妻栄『近代法における債権の優越的地位』前掲I注(57)「序」3頁。

(32) 〔七戸注〕著者のヨゼフ・カルナー〔カルネル〕(Josef KARNER)は、修正マルクス主義の経済学者・社会学者で政治家のカール・レンナー(Karl RENNER 1870-1950)の筆名。我妻論文が取り上げた、*Die soziale Funktion der Rechtsinstitute besonders des Eigentums*, Marx-Studien, Bd. 1, 1904は、彼がオーストリア国会図書館員(＝公務員)当時の作品で、ウィーン大学の学生時代からオーストリア社会民主党に入党していた彼は、ハプスブルク帝国末期の弾圧的官僚政治を避けるため、いくつかの筆名を用いていた。その後は社会民主党の下院議員から、第1次世界大戦後の1918年オーストリア第1共和国臨時政府の初代首相、第2次世界大戦終結後の1945年12月20日にはオーストリア第2共和国の初代大統領となる。オーストリア共和国の「国父」と仰がれる人物。なお、我妻の紹介論文は、1929年に増補改訂され、題名を『*Die Rechtsinstitute des Privatrechts und ihre soziale Funktion*』と改め、たうえ本名のレンナーで出版された。我妻の紹介した1904年版の翻訳として、カルネル(著)／後藤清(訳)『法律制度——特に所有権——の社会的機能』(叢文閣・マルクス主義名著叢書1、昭和3年)、1929年改訂増補版の翻訳として、カール・レンナー(著)／加藤正男(訳)『私法制度の社会的機能(新訳版)』(法律文化社・学術選書、昭和43年)、カール・レンナー(著)／加藤正男(訳)『私法制度の社会的機能(改訳版)』(法律文化社・学術選書、昭和50年)。相田慎一(訳)『カウツキー・レンナー・ゲゼル「資本論」の読み方』(ぱる出版、平成18年)、ジークフリート・ナスコ(著)／青山孝徳(訳)『カール・レンナー——1870-1950』(成文社、平成27年)、ジークフリート・ナスコ(著)／青山孝徳(訳)『カール・レンナー：その蹉跎と再生』(成文社、令和元年)、アントン・ベリンカ(著)／青山孝徳(訳)『カール・レンナー入門』(成文社、令和2年)、エルンスト・パンツェンベック(著)／青山孝徳(訳)『一つのドイツの夢——カール・レンナーとオットー・パウアーにおける合邦思想と合邦政策』(御茶の水書房、令和4年)。

(33) 我妻栄「資本主義的生産組織に於ける所有権の作用——資本主義と私法への一寄与としてのカルネルの所論」〔所収〕『近代法における債権の優越的地位』前掲I注(57)331頁。

(34) 〔七戸注〕我妻栄・前掲注(31)「序」2頁には「その頃〔「カルネル」論文執筆の頃〕から、現代の私法制度を作用的に研究することは、結局、資本主義の発達に伴う私法の変遷をたどる

る債権の優越的地位』⁽³⁵⁾を書くに当たっては、重要な資料となったものである。

イ 昭和2～4年「近代法に於ける債権の優越的地位」

【443】 我妻の「終生の研究テーマ」である「資本主義の発達に伴う私法の変遷」は、我妻の構想によれば「3部からなる。第1部は所有権論、第2部は債権論、第3部は企業論」⁽³⁶⁾であり、「カルネル」論文の連載終了の翌月より法学志林に3年にわたり連載された「近代法に於ける債権の優越的地位（1）～（14・完）」⁽³⁷⁾（【24】）は、「第2部『債権論』の大部分と第1部『所有権論』の一部分を含むことになる」⁽³⁷⁾。

すなわち、第2章「所有権の支配的作用と債権」は所有権論の後半の要約にあたり、第4章「債権に依る経済組織の維持」の第2節「前資本主義時代概観」と第3節「資本主義経済組織の債権的基礎」とは、ともに所有権論のそれぞれの部分を占めることになる。そして、この論文の本体ともいうべき第3章「財産の債権化」は第2部「債権論」の中核を占める。しかし、第4章、第4節の「金銭債権の優越性」は、同じく「債権論」の後半を占めて重要な意義をもつべきものであるが、本書の論述は極めて不十分である。おわりに、第3部「企業論」で論ずべきことは、あちこちに断片的に暗示されており、ときには、後に論ずることを予定しているように見えるところもあるが、結局、少しもまとまった形を示してはいない。

「債権の優越的地位」論文は、以上の第2章・第3章・第4章と「第1章 序」および「第5章 結論」からなる全5章構成であるが、このうちの「第2章 所有権の支配的作用と債権」に関して、我妻は「私は本章全部につき、レンナー〔カルネル〕の右の書〔【442】〕に負うところが多い」とする⁽³⁸⁾。

ことに帰着する、という考が、おぼろげながら、私の脳裡に浮んでくるようになった」とある。

(35) 我妻栄・前掲注(31)「序」9頁。なお、同論文の評価として、「(座談会)資本主義経済組織の法理的構造——我妻栄『近代法における債権の優越的地位』をめぐって」ジュリスト50号(昭和29年)8-9頁、福島正夫「我妻栄先生の終生研究——『近代法における債権の優越的地位』その他後進学徒の課題」『特集：我妻法学の足跡』前掲I注(37)20-21頁。

(36) 我妻栄・前掲注(31)「序」6頁。

(37) 我妻栄・前掲注(31)「序」7-8頁。

(38) 我妻栄「近代法における債権の優越的地位」〔所収〕『近代法における債権の優越的地位』前掲I注(57)11頁注(一)。一方、「カルネル」論文〔【442】〕の「結語」には、「要するに、資本的作用を明かにすることは、近代法における債権の優越的地位を知ると共に、近代の法律に現はれる多くの新しい現象を解く鍵を発見しうる^(一)」、注「(一)この点につき私は『近代法における債権の優越的地位』と題して多少の考察をしようと思つてゐる」とあり(我妻栄・前掲注(33)421頁、422頁注(一)。福島正夫・前掲注(35)19頁、22頁)、「債権の優越的地位」論

これに対して、「第3章 財産の債権化」で展開される西欧諸国（独・仏・奥・瑞）の比較法制史的な記述は、⁽³⁹⁾ コーラーとヘーデマンの影響が大きく、マルクス主義の文献の使用は皆無である。

「第4章 債権による経済組織の維持」に入ると、マックス・ヴェーバーの所説が積極的に引用されるようになる。一方、この章では、マルクス主義の文献も引用されているが、そのほとんどは日本語文献で、平野義太郎『法律における階級闘争』のようなマルクスの直接引用はない。なお、「第4節 金銭債権の優越性」では、河上肇の所説に依拠しつつ「資本所有者の許において『生産手段に対する彼の所有権は次第に睡眠の状態に陥る』と見るを至当とする」との立場がとられ、⁽⁴⁰⁾ 「第5章 結論」において、「嘗て所有権の営んだ余剰価値取得の作用も、社会の企業組織の維持の作用も、金銭債権の専らにするとところとなり、所有権は完全な睡眠状態に陥ってゐる」⁽⁴¹⁾、「所有権は、今や、経済組織の構成を支持する大いなる作用を営む制度ではない。従って、既に睡眠状態に陥れるものは、これを除去するも、何等経済組織の行程を破壊する結果とはならない」⁽⁴²⁾との見解が提示される。

その一方で、「第5章 結論」では、「嘗て所有権の絶対がもたらした弊害が、金銭債権の絶対的支配の下において、更に甚だしく現はれることを注意しなければならない」とされ、「金銭債権の支配力そのものを、漸次、国家の統制の下に収めることを務めねばならぬ……。而して、その如何なる手段によって国家的統制の理想を実現すべきかについては、第1次大戦後のドイツの立法政策がいはゆる企業の社会化の手段として利用せんとしつつある強制的企業結合、企業結合の最高機関の国家的監督、而して最後に、企業そのものの国家または公共団体による経営等が、多くの資料を供給するものであると思ふ」として、ワイマール憲法の所有権の社会化に関する155条と企業の社会化に関する156条の規定が引用される。⁽⁴³⁾

文中「第2章」までの執筆は、「カルネル」論文の執筆とほぼ同時並行で行われたように推測される。

(39) 福島正夫・前掲注(35) 22頁。

(40) 我妻栄・前掲注(38) 298頁、引用は、河上肇「生産手段に関する所有権の睡眠」社会問題研究44冊（大正12年）33頁〔1579頁〕。

(41) 我妻栄・前掲注(38) 313頁。

(42) 我妻栄・前掲注(38) 321頁。

(43) 我妻栄・前掲注(38) 326頁、327頁、328-329頁注(二)。

以上の我妻の所論に、福島正夫は「理解しがたい」と反発するが、我妻のワイマール憲法賛美と国家による経済統制論とは、その後の戦時体制期（我妻法学の第2期）から戦後復興期（我妻法学の第3期）に至るまで、彼の理論に通底していた。⁽⁴⁴⁾

【444】 だが、「資本主義の発達に伴う私法の変遷」の着想を生む契機となった「カルネル」論文は、法社会学という学問領域が生まれるより前の1904年（＝明治37年）の著作であり、我妻論文連載中の1929年（＝昭和4年）に大改訂が行われている。また、「債権の優越的地位」の根幹理論である所有権睡眠論は、河上肇の大正12年の著作の全面的な借用であるが、当時の河上は（福本和夫に批判されたように）まだマルクス主義を理解できていなかった。

結局のところ、我妻の出世作「近代法における債権の優越的地位」論文は、平野義太郎や福本和夫の依拠するマルクス主義学説よりも一昔前の、初期社会主義学説に依存した業績にすぎず、そして、この点が、左翼学生が同論文を好意的に迎えた一方で、丸山真男が物足りなさを感じた（【31】）原因になっている。

（3）我妻法学の「地の色」——「二つの任務」①「教科書」の執筆

ア 昭和3年『現代法学全集』『民法総則』

【445】 他方、我妻法学の「地の色」の「二つの任務」のうちの①「教科書」の執筆は、「債権の優越的地位」連載開始の翌昭和3年、末弘巖太郎責任編輯の日本評論社『現代法学全集』収録の「民法総則」に始まる。⁽⁴⁶⁾

(44) 福島正夫・前掲注(35)23頁。

(45) 「(座談会)人間・我妻栄を語る」『特集：我妻法学の足跡』前掲I注(37)56頁〔星野英一〕「戦争直後に、復員した学生を迎えて、再び民法第一部を始めから講義されたのですが、そのとき、ポリティカル・デモクラシーだけでは不十分で、エコノミック・デモクラシーが必要だということを繰り返しいわれ、ワイマール時代のゾチアル・デモクラットの政策の説明をされ、それにひかれておられる様子で、何度もゾチアル・デモクラットの話が出ました——『経済再建と統制立法』【446】の著書にも関係するのでしょうか——。法律のソーシャル・ファンクションと、ゾチアル・デモクラットの二つは、耳にたこができるほど、よく覚えています」、70-71頁〔星野英一〕「先生はずっと前から憲法には非常に関心を持っておられたんですね。特にワイマール憲法に非常に関心を持っておられまして、昔、ニッパードの大きな解説書の書評を法学協会雑誌に載せておられますし〔我妻栄「(資料及紹介)ニッパード編『ドイツ国憲法に於ける基本権と基本義務』法協50巻8号(昭和7年)」、私どもも先ほど申し上げた特別学生の時代にゼミナールをしてくださったのですが、そのテーマは、ワイマール憲法についての逐条的な研究でした。これは、戦争が終わってからもしばらくはお続けになっていたのではないかと思います。」

(46) 七戸克彦「末弘巖太郎責任編輯『現代法学全集』の研究」法政研究85巻1号(平成30年)79頁、86頁。

この論稿の基となったのは、我妻が大正15年4月退職した鳩山秀夫に代わって担当した東大法学部の民法講義で、同年入学の田中二郎によれば、「先生の講義は、民法総則は鳩山先生の『民法総論』を教科書に使って、大体その順序で新しい判例を引用しその詳しい説明をされたり学説を紹介批評したりしながら話をしていきました」、「講義をしては書き、書いてはそれを講義しておられたということだったのでしょね。それが当時の法学全集に分載されました」⁽⁴⁷⁾。

イ 昭和5年『民法総則』

【444】 昭和3年2月より始まる「民法総則」の連載は同年7月に終了し、翌昭和5年5月15日岩波書店より単行本『民法総則』として刊行される⁽⁴⁸⁾。同書の巻頭には――、

その兄の成人の為に
あらゆる生活苦を忍び給へる
父と母とに

この書を捧ぐ

――とあり（我妻が上梓した最初の書籍の巻頭に掲げる献辞として、この文章以外は読えられない）、また、「序」には、次のように記載されている⁽⁴⁹⁾。

本書はもと現代法学全集第一巻乃至第四巻に掲載せられた拙稿にその後の材料を加へ、且全般的に整理したものである。説明の方法を改めた所は可成り多いが、理論を訂正せる部分は僅か二三箇所過ぎない。

私は大学三年間の民法を鳩山先生に教へられた。それから今日まで、直接にその口から、間接にその著述を通じて、一日として先生に学ばない日はない。私の民法の基礎的知識は悉く先生に負ふものである。私は又、法学部研究室に於て、牧野、三潁、穂積、末弘諸先生に特別の指導を受けて来た。この未熟な一書を公刊し得るのも一に諸先生の教導によるものである。その鴻恩に対し謹んで心からの感謝の辞を捧げる。

ウ 昭和4～6年『現代法学全集』『物権法』『債権法（事務管理・不当利得・不法行為）』

【446】 一方、『現代法学全集』には、昭和4年11月から昭和5年8月まで「物権法」、

(47) 「(座談会) 人間・我妻栄を語る」『特集：我妻法学の足跡』前掲I注(37) 54頁、55頁。

(48) 同書に関しては、末弘巖太郎「(新刊批評) 我妻教授の『民法総則』」法律時報2巻7号(昭和5年) 71頁がある。

(49) 我妻栄『民法総則』(岩波書店、昭和5年)「序」3-4頁。

昭和5年11月から昭和6年3月まで「債権法（事務管理・不当利得・不法行為）」が掲載される。

だが、この間の昭和5年は（平野義太郎も共産党シンパ事件で東大辞職の厄難に見舞われたが）我妻においても人生最悪の年で、父・又次郎は脳溢血で寝たきりとなり、妻・緑も入院、母・つると末妹・千枝子を相次いで失ったうえ、自身も関節炎がカリエスに悪化し松葉杖生活となる（[100]）。この時期の我妻の苦悩に関しては、『現代法学全集』の月報に彼自身の次のような文章がある。⁽⁵⁰⁾

私はいま、殆んど危篤の状態に在る母と妹との枕頭に看病しながら法学全集第34卷所掲の原稿〔「債権法（事務管理・不当利得）（1）」〕を脱稿しました

顧みれば、昭和2年の暮、法学全集の計画発表とともに第1巻の執筆を頼まれて筆をとった折、愛児〔長男・洋〕の病気に遇ひ、看病の疲れと九死に一生を得た喜びとの間に稿を急いだのでした。あたかもそれと同時に、かりそめの病を得た妹は、やがて不治の病に冒され、うら若い身を足掛け4年病床に吟呻〔呻吟〕し、いまは医薬の力にも見離されてひたすら神仏の御手にすがって心の安けさを求めて居ます。しかも、昨年末父は脳溢血に仆れ、肺炎を併発し、近親一同臨終にかけつけたのですが、稲田〔龍吉。東大医学部（第三内科）教授〕先生の処置が奇跡的に奏功してたすかりました。しかし時を同うして妻が産褥に乳腺炎を病み、流石に私も1ヶ月余講義を休むの余儀なきにたちいたりしました。我家を襲ふかうした執拗な病魔と戦ひながら、病弱の身に無理をかさねた母は、遂に初夏の頃から病を得て、いま全く絶望の床に思つて居ります。五十余年の生涯を、たゞその子の成人の為に貧窮と戦ひ生活苦を忍び、ひたすら忍従の生活をつゞけて来た母が、その最後に至るまで、その夫とその子の為に我が身を犠牲にしようとして居るのを見ますと、私は限りなき悲みに打たれます。過去4年の間、かくして私は近親の病と戦つて来ました。私自身軽い盲腸炎を2度患ひましたのも、或ひは精神と肉体との過労に原因するかも思はれます。

一家の私事を、貴重な紙面に書き並べてすみませんが、それはたゞ読者諸君にお詫びしたい為めです。物権法の中絶したのも、こんど脱稿した債権各論の末尾が遅延したのも、みな右のやうな事情によるのです。諸君の激励や督促を受けつゝ心ならずも、

(50) 我妻栄「読者諸君へ」現代法学月報34号（昭和5年11月）3頁。

延した事情を述べて第一にお詫びいたします。又講義の内容も、さなきだに研究の浅い身が、こんな障害によっていよゝ不完全なものとなることを衷心から耻じ入ります。もっと早く他の適当な御方に代って頂くべきだったのかも知れません。しかし、近親の病氣位に本業を抛っては残念だと思ふ心と、せめて学問に没頭して苦悩をわすれようとする心とが、私を駆って最初の約束を形ばかりも遂行せしめたのです。然しその出来栄を顧みて不完全なものたるを免れなかったことを思ふと後悔せずには居られません。殊に最後の部分は、蒐集した材料を整理することに於ても、抱いて居った疑問を省察することに於ても、遺憾の点が少くないやうです。いまさら如何ともしようがありません。私はいまの私に許さるゝ最善をつくして稿を続けようと思ひます。不本意なものを印刷にして多くの諸君に提供する責任を問ふ人あれば私はたゞ学問に精進して完成を他日に期することを訳して許を乞ふのみであります。

なお、同月報の「編輯後記」には「債権法御校正中我妻先生の母君は不歸の客と⁽⁵¹⁾なられた」とある。そして、その10日後には末妹・千枝子も死去した。

2 我妻法学の時代区分・第2期の考察

(1) 我妻法学の「地の色」——「二つの任務」①「教科書」の執筆

我妻法学の第2期(昭和6年~昭和20年)の最大の眼目は、『民法講義』『岩波全書』『民法大意』という3種類のシリーズ物の教科書の執筆である。

ア 『民法講義』

(ア) 昭和7年『物権法(民法講義Ⅱ)』

【447】 上記3種の教科書のうち最も刊行開始が早いのは、我妻の代表的著作である『民法講義』シリーズで(【26】)、劈頭を飾るのは昭和7年11月刊行の『物権法(民法講義Ⅱ)』であった。以下に同書の「序」の最初と最後の段落を引用する。⁽⁵²⁾

民法の講義用テキスト・ブックとして民法各編をそれぞれ300頁位にまとめてみようといふ計画を立てた。本書がその第一着の仕事である。

……〔中略〕……。

私は現代法学全集に物権編を書いた。然し本書はその抜粋ではない。根本の思想と

(51) 前掲注(50) 4頁。

(52) 我妻栄『物権法(民法講義Ⅱ)』(岩波書店、昭和7年)「序」1頁、4-5頁。

体系とに於ては彼此固より同一である。然し本書は講義用テキスト・ブックたる目的の為に多大の苦心を費やした。前の3分の1は全部書き改めたものであり、その他も理論的部分には新稿が多い。理論に於て変更した部分はそれほど多くもないが、物権変動の對抗要件に関しては可成り根本的に説を改めた。そして全体としては本書の方がその内容の豊富さを加へて居る。仍ほ本書は東京帝国大学法学部の秋学期の講義にまにあはせる為め短時日の間に印刷した為め、校正と巻末の条文索引の作成に當つて法学士有泉亨君が限りなき努力をして呉れられた。ここに同君に対して心から感謝の意を表する。

（イ） 昭和8年『民法総則（民法講義Ⅰ）』

【448】『民法講義』シリーズの2冊目は、翌昭和8年6月刊行の『民法総則（民法講義Ⅰ）』であった。同書に関しても、「序」の最初と最後の文章を引用しよう⁽⁵³⁾。

民法の講義用テキスト・ブックとして民法各部を300頁位にまとめてみようといふ計画を立てた。本書がその第二の仕事である。300頁の予定が450頁を超過した〔本文総頁479頁〕。取捨選択の能力の乏しいことを今更ながら恥かしく思ふ。

本書の態度は既刊の物権法（民法講義Ⅱ）のそれと全然同一である。即ち物権法の序に述べたテキスト・ブックとしての理想を追うて出来る限りの努力を試みたものである。本書に於ては諸外国、殊にドイツの立法例の対照が彼れに比して甚しく詳細であるが、これは総則編が可成り忠実にドイツ民法草案を模倣して居るので、その研究上母法の比較考察が必要だと思はれる点が一層多いからである。ただ本書に於ては重要な問題について更に諸外国の標準的な註釈書を指示したが、これは物権法ではやらなかったことである。物権法では頁数の増加を虞れて断念したのであったが、本書に於ては立法例の比較を詳細にした結果学説にも一言するの必要に迫られたのでこれをやってみたのである。物権法に於ても他日この点を本書と同様に補充しようと思ふ。

……〔中略〕……。

本書と既刊民法総則〔444〕とを比較すると本書はその説明を甚しく簡潔にしたが、理論的な内容に於ては却って豊富さを加へて居る。理論を改めた部分も数箇所あるがそれは各所に注意した。

(53) 我妻栄『民法総則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、昭和8年）「序」1-2頁、3-4頁。

同書は全国の学生から圧倒的な支持を得たようで、たとえば九州帝国大学図書館の貸出統計に関する大学新聞の記事を拾うと、昭和9年「4月中の統計では、我妻栄著民法総則、55回、美濃部達吉著憲法撮要、53回、同行政法撮要上巻、50回の借出しで、この3著は講義の関係か、他書をグンと抜いて多い。その他、末弘、田中、清水、穂積、牧野、松本諸法学博士の著書が群書を圧して、多く借出されてゐる」とあり、翌昭和10年2月の統計では「我妻栄著民法総則の552回を筆頭に、美濃部達吉憲法撮要、行政法上下〔、〕高田保馬著経済原論、経済学新講、牧野英一著、日本刑法〔、〕末弘厳太郎著物権法〔、〕民法講話等は断然他を抜いて膨大な数字である。其の他清水、穂積鳩山の諸氏の著書が之に次いでゐる」⁽⁵⁴⁾。

(ウ) 昭和11年『担保物権法（民法講義Ⅲ）』

【449】『民法総則』刊行の3年後の昭和11年12月にはシリーズ3冊目『担保物権法（民法講義Ⅲ）』が刊行される。なお、本書の「序」では、近代物的担保制度の機能に関する詳細な説明が行われている。⁽⁵⁶⁾

(エ) 昭和15年『債権総論（民法講義Ⅳ）』

【450】『担保物権法』刊行の4年後の昭和15年5月にはシリーズ4冊目『債権総論（民法講義Ⅳ）』が刊行される。⁽⁵⁷⁾「序」には次のようにある。⁽⁵⁸⁾

私は昭和12年に債権法講義案を公にした。それは専ら学生諸君の便宜の爲めに、不本意ながら出版したものであったから、本書の出版とともにこれを絶版にする。又私の旧著岩波全書〔【452】民法Ⅱ中の債権総論の部分のうちには本書によって説を改めたものが3〔～〕4箇所ある。それは同書の9刷（昭和15年）からこれを訂正した。文中にある「債権法講義案」とは、昭和13年1月の「プリント事件」に関連して、

(54) 九州大学新聞昭和9年7月5日3面「時勢か受験期の為か／思想物はゼロ／法律物全盛／図書館の貸出統計」。

(55) 九州大学新聞昭和10年2月20日2面「自然科学書進出／法経書依然王座／図書館の貸出統計」。

(56) 我妻栄『担保物権法（民法講義Ⅲ）』（岩波書店、昭和11年）「序」5-6頁。

(57) なお、星野英一は、「先生の物権法の物権変動の部分は基本的にはヘーデマンそのままですし、債権総論あたりはヘックのものが相当入っているということがよくわかりました」という。「(座談会) 人間・我妻栄を語る」『特集：我妻法学の足跡』前掲1注(37)55-56頁。

(58) 我妻栄『債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店、昭和15年）「序」1-5頁。なお、同年の「岩波書店の売れ行き良好書のトップ・スリーは、田辺元『歴史的現実』11万部、天野貞祐『道理への意志』3万4000部、我妻栄『債権総論』3万2000部』であったという。佐藤卓己『物語・岩波書店百年史2「教育」の時代』（岩波書店、平成25年）153頁。

昭和12年12月に岩波書店から刊行された冊子である（〔32〕⑧）。プリント業者の所業は、ベストセラー『民法講義』シリーズの『債権総論』執筆中の我妻にとって、耐えがたい営業妨害に映ったのだろう。⁽⁵⁹⁾

（オ）昭和17年『物権法（民法講義Ⅱ）（追補版）』

〔451〕シリーズ最初の書籍である昭和7年『物権法』（〔447〕）に関しては、10年後の昭和17年12月に「追補版」が刊行された。

巻頭掲載の「追補に際して」には、「全面的訂正を志したが、支那や蘭印の土地制度の調査等〔457〕の委嘱を受けて寸暇なく、容易に志を遂げ得ないので、数年来本書を絶版に付して来た。然し本書はなほ巷間に流布すると見え、読者をして屢屢最近の立法を知らざる過誤を犯さしめるやうである。止むを得ず、右の立法の内容を巻末に略述し、本書の体系中その所属すべき箇所を本文中に指示して版を重ねることにした」とある。⁽⁶⁰⁾

イ『岩波全書』

〔452〕『岩波全書』の民法に関する書籍は3冊で、財産法（2冊）を我妻が担当し、家族法（1冊）については中川善之助が担当した。⁽⁶¹⁾『民法講義』シリーズの刊行開始

(59) この事件は、後年、日本の著作権の歴史を彩る代表的事件の一つに数えられるようになった（伊藤信男（編）『綜合近代著作権文化史年表』（日本著作権協会、昭和35年）105-107頁、伊藤信男『著作権事件と著作権判例——側面より見た著作権発達史（新訂増補版）』（文部省文化局著作権課、昭和43年）57-58頁、伊藤信男（編）『著作権100年史年表』（文化庁、昭和44年）151頁、伊藤信男『著作権事件100話——側面からみた著作権発達史』（著作権資料協会、昭和51年）219-221頁）。なお、この事件に関して、末弘厳太郎は、「現行のプリントが教授の著作権を害するものであり、場合に依っては名誉をも毀損するものであることは素より言ふを俟たない」としつつも、「しかし、……、プリントがあるために学生が聴講を怠り易いと言ふ理由だけからプリントを禁遏すべし、と言ふやうな単純な議論には吾人到底賛意を表し難いのである」とする（末弘厳太郎「（法律時観）法学教育とプリント問題」法律時報10巻（昭和13年）2号3頁……〔復刊〕末弘厳太郎『法律時観・時評・法律時評集（上）』（日本評論社、平成30年）293頁）。

(60) 我妻栄『物権法（民法講義Ⅱ）（追補版）』（岩波書店、昭和17年）「追補に際して」1-2頁。

(61) 我妻栄『民法Ⅰ（総則・物権上）』（岩波全書5、昭和8年12月）、我妻栄『民法Ⅱ（物権下・債権）』（岩波全書38、昭和9年11月）、中川善之助『民法Ⅲ（親族・相続）』（岩波全書6、昭和8年12月）。我妻『民法Ⅰ』の「はしがき」には「岩波全書の一部民法3冊を中川善之助君と2人で書くことになった。私が総則・物権・債権の3編を2冊に書き、中川君が親族・相続の2編を1冊に書く。最初2人で叙述の形式や解説の方法・精粗等について色々々と研究して相談を重ねた。然し、同じ民法でも、前の3編と後の2編とはかなり性質が違ふので、2人の書き方もその説明の便宜に従ひ、多少形式を異にした。解説の内容に於ても幾分調子の違ふ所があることと思ふ。然しこれは止むを得ないことである」とあり（1頁）、中川『民法Ⅲ』の「はしがき」には「本書は我妻栄君の執筆する民法前3編に続けて民法第4編第5編の解説をなさんとするものである。細かい点については形式上も実質上も多少不揃ひになったかも知

とほぼ同時期の刊行である。

この書籍の意義に関しては、後に改めて触れるであろう〔464〕。

ウ 『民法大意』

【453】 『民法大意』は、刊行当初は上下2巻で、上巻の刊行は終戦1年前の昭和19年7月、下巻の刊行は終戦1年後の昭和21年9月。上巻の「序」には、「本書は東京帝国大学経済学部に於て1週4時間づつ1年間に民法の全編を講述する講義のための教科書として執筆したものである」とある。⁽⁶²⁾

興味深いのは、「序」の以下のような記述であって、「債権の優越的地位」以来の私法の歴史的発展や経済統制法規に対する関心が、戦時中も依然として持続していることが知られる。⁽⁶³⁾

現下の我国の産業体制は極度の国家的統制の下に立ち、殊に財産取引関係は夥しき統制法規によって規律せられて居るので、民法の法条の作用する部分は絶無なるが如き感を抱かしめる。然し、これ等の統制法規は悉く既存の法律概念を利用し、既存の法律体系の上に立ち、これを特殊の方向に規整し、発展せしめて居るものである。従って、既存の法律概念や法律体系を理解せず統制法規の一つ一つを理解せんとしても、日に日に新たに制定せられ修正せられてゆく法規の枝葉末節に煩はされて茫然自失するだけで、決して統制法規の根本的性格を理解してその総合的な把握に達することは出来ない。勿論今日に於ける民法の講義は既存の概念や制度をそれ自体完結せるものとしてその裡に踟躕することなく、新たなる事象への発展段階に於てこれを理解せしむることが必要である。然し、かかる態度に於て民法を理解することは、今日に於てもそれ自身不可欠なものであり、又須要な統制法規の統一的理解への捷徑でもあるのである。

(2) 我妻法学の「地の色」——「二つの任務」②「終生の研究テーマ」

【454】 だが、我妻が「終生の研究テーマ」とした「資本主義の発達に伴う私法の[・]変遷」について、渡辺洋三は、『民法講義』シリーズ刊行開始の昭和7年を「終点」としてそれ以降『債権の優越的地位』のあとをつぐ理論法学の展開は影をひそめる

れないと思ふ」とある（1頁）。

(62) 我妻栄『民法大意・上巻』（岩波書店、昭和19年）「序」1頁。

(63) 我妻栄・前掲注（62）「序」2-3頁。

に至った」と述べていた（【26】）。

川島武宜の評価も同様で、彼は次のように述べている。⁽⁶⁴⁾

先生は「近代法における債権の優越的地位」（法学志林、昭和2～4年）と、「資本主義的生産組織における所有権の作用」（法協45巻3～5号、昭和2年）という、カルネルの論文の紹介とを書いておられるのですが、その後の先生のこの方向での研究は、研究生活の中では続けられていない。それは、先生の興味とは結局異質的のものではなかったか、と思います。もっとも、先生は戦後にその続きのように見える若干の仕事を出しておられますが、先生の若いときの2つの論文の「発展」とは見られない。むしろ戦争中の「新法律の解説」（法学協会）⁽⁶⁵⁾に系譜的に連っていると思うのです。そうして、それらの仕事の重みは、先生の主著たる「民法講義」とは及ぶべくもない。

ア ナチス法

【455】 これに対して、我妻自身は、戦時体制期（我妻法学の第2期）のナチス私法の研究が「債権の優越的地位」の系譜であると述べていた（【30】「資本主義の変遷と私法との関係を終生の研究課題とし、その第1次的成果ともいうべき『近代法における債権の優越的地位』を発表して以来、それを補正して研究を完成したいと念願していた私は、ナチスの私法の中からも、それについての何等かの示唆をえようとしていたのであった」）。

我妻のナチス法研究に関して、私見は、彼の幼少期以来の従順な性格が、ここでも現れたと考えている。「資本主義の発達に伴う私法の変遷」というテーマに関して、避けて通れないのはむしろマルクス主義の唯物史観であり、中川善之助同様、我妻も留学中にマルクス主義の文献を読んでいた。にもかかわらず、「債権の優越的地位」で用いたのは、ヨゼフ・カルナー（カール・レンナー）や河上肇といった一昔前の理論であり、そのような文献の取舍選択をあえて行うのであれば、ナチス理論に関しても、そもそも研究対象として取り上げない判断もあり得たように思われる。⁽⁶⁶⁾

(64) 「（座談会）我妻栄先生の学問と業績」『特集：我妻法学の足跡』前掲I注（37）81頁。

(65) 【七戸注】我妻栄（編）『第73回帝国議会新法律の解説・付——法律条文』（法学協会・有斐閣、昭和13年）、『第74回帝国議会新法律の解説』（昭和14年）、『第75回帝国議会新法律の解説』（昭和15年）、『第76回帝国議会新法律の解説』（昭和16年）、『第77回帝国議会新法律の解説』（昭和16年）、『第78回帝国議会新法律の解説』（昭和17年）、『第79・80回帝国議会新法律の解説』（昭和17年）。東大法学部の法律学スタッフ有志の総動員による戦時体制下の立法の総合解説であり、各巻の冒頭に我妻の「序」がある。

イ 経済統制論

【456】 ナチス政権は、ワイマール憲法の産み落とした鬼子のごとき存在であったが、一方、ワイマール憲法の土地所有権や民間企業の公有化に関する規定（155条・156条）に対する我妻の関心は（【443】）、岸信介の私有財産否定論・経済統制論と、結果において符合する。

もっとも、我妻と異なり、岸の国家社会主義や経済統制論は、ナチス理論と結びついていない。⁽⁶⁷⁾ 一番の影響は、やはり北一輝（【327】③）のようで、原彬久の質問に、

(66) 石井保雄『わが国労働法学の史的展開』（信山社、平成30年）278頁が指摘しているように、「我妻がナチス・ドイツの私法（学）に言及するのは、主にその政権獲得後間もない1934〔昭和9〕年から1939〔昭和14〕年までの5年ほどの間である」。一方、その後の論稿——①「現代契約の基礎理論」『日本国家科学大系・第7巻・法律学3』（実業之日本社、昭和17年5月）……〔所収〕『民法研究V債権総論』（有斐閣、昭和43年）1頁、②「ナチスの契約理論」〔杉山〔直治郎〕教授還暦祝賀論文集』（岩波書店、昭和17年11月）……〔所収〕『民法研究I私法一般』（有斐閣、昭和41年）389頁、③「（紹介）吾妻光俊著『ナチス民法学の精神』」法協61巻1号（昭和18年1月）……〔所収〕『民法研究IX』（有斐閣、昭和46年）445頁——では、ナチスの「協同体」理念に対する疑義が唱えられるもの（なお、①論文には、「ワイマール憲法はナチスドイツの思想に反するものとして排斥せられたけれども、右の〔ワイマール憲法151条1項の〕理想は実質的には承継せられ発展せしめられんとしているものというべきである。少なくともワイマール憲法の右の規定は近代法の推移の過程において無視すべからざる意義を有するものと私は信ずるのである」との記述がある。〔所収〕7頁注（二）、戦後の論文④「民主主義の私法原理」尾高朝雄（編著）『民主主義の法律原理』（有斐閣、昭和24年10月）……〔所収〕『民法研究I私法一般』1頁では、「私としては、ナチスの私法理論の『協同体』観念から非合理的なものを除き、これを批判的な努力の指標に変更することによって、多くの示唆を受けることができると考えるのである」との立場が示されている。なお、石井保雄・前掲340-341頁も参照。

(67) 「革新官僚の統制経済論というのは、例えばゴットル（フリードリッヒ・フォン。1868-1958。ドイツの経済学者。共同体持続の実践的要求に基づくその経済理論はナチス政権に利用された）などに影響されていると思うのですが、ゴットルの影響などはいかがでしょうか」との原彬久の質問に対して、岸は「それはあったでしょうね。ゴットルは私も読みましたよ。理論的にはある程度研究しました。われわれは統制経済論によって何か社会革命を行おうというのではなくて、現実の政治的な必要からこれを用いたように思うんです」と返答している。原彬久『岸信介証言録』（中公文庫、平成26年）445頁。

なお、岸信介の昭和期戦前の著述等には、以下のものがある（大正期の著述に関しては前掲Ⅶ注（27）参照）。①「取引所法」『現代法学全集（第23巻）』前掲Ⅶ注（28）、②「我が国の取引所の制度」現代法学月報5号（昭和3年）3頁（なお、2頁に執筆者紹介）、③「（法理研究会報告）重要産業の統制に関する法律〔昭和6年4月30日開催、報告者：岸信介〕」法協49巻6号（昭和6年）148頁〔石井照久〕、④「重要産業の統制に関する法律」斯民26巻8号（昭和6年）39頁、⑤「重要産業統制法解説」工業経済研究1号（昭和7年）51頁、⑥「仕事を離たら仕事を忘よ」実業の世界29巻4号（昭和7年）96頁、⑦「産業合理化運動に現はれたる経験交換」工業経済研究2号（昭和7年）99頁、⑧「中小工業金融概況」工業経済研究3号（昭和8年）143頁、⑨「第65回帝国議会通过したる重要産業立法」法律時報6巻6号（昭和9年）9頁、⑩「貿易調節・通商擁護法解説」経済1巻3号（昭和9年）161頁、⑪工業組合中央会（編）

岸は次のように答えている⁽⁶⁸⁾。

——北一輝は私有財産の否定ということをいっていますね。

岸 私には、私有財産制というものを維持しようという考えはなかった。……私有財産制の維持というものに対しては非常に強い疑問をもっていました。

——そこにやはり北一輝に通じるものがあったというわけですね。これは、後に革新官僚として岸さんが推進したいわゆる統制経済論というものにもつながっていくわけですね。

岸 まあ、そういうことでしょう。

（3）我妻法学の「花模様」

【457】 他方、我妻法学の「民法一筋」以外の「花模様」について、彼は、次のように述べていた⁽⁶⁹⁾。

満州国と蘭印に関する仕事も、土地調整委員会の仕事さえ、私自身としては、必ずしも無駄な花模様とは考えていない。説明のつかないのは、北京大学の嘱託と日本学術会議の副会長とNHKの経営委員の3つであったように思う。第1のものは、私にとっては幸にも、3年足らずで事実上終った。第2のものは、学術会議の運営が一応軌道に乗ったときに、会員としての立候補を断念した。そして、第3のものは、2期任命される慣例を破り、1期3年で再任を辞退した。無駄な花模様を早く打ち切って「一筋」を貫ぬこうとしたわけである。

このうち、満州国と北京大学の仕事については、すでに触れた。満州国の仕事については、中国側の批判的評価があったが（【29】）、一方、北京大学の講義案を戦後刊行することに、我妻は「いささかの躊躇も感じない」と述べていた（【28】）。

3 我妻法学の時代区分・第3期の考察

（1）我妻法学の「地の色」——「二つの任務」①「教科書」の執筆

次に、我妻法学の第3期（昭和20～30年）に関して、まず、彼の研究の「地の色」（「民法一筋」）の「二つの任務」のうちの①「教科書」の執筆に関していえば、この

『工業組合経営講義』（工業組合中央会、昭和10年）（「一般統制経済」「重要産業統制に関する法律」の項を担当）。

(68) 原彬久・前掲注(67) 443-444頁。

(69) 我妻栄『民法研究Ⅸ-2』前掲I注(95)「はしがき」2-3頁。

時期の我妻の作業は、戦前に刊行した『民法講義』『岩波全書』『民法大意』の3シリーズの改版が中心になる。

ア 『民法講義』

改版作業は、戦災で紙型が焼失した『民法講義』既刊4冊から始まる。

(ア) 昭和23年5月『担保物権法(民法講義Ⅲ)(改版)』

【458】 最初に開始されたのは『担保物権法』(【449】)の改版で(昭和23年5月刊行)、巻頭「改版に際して」には、次のようにある。⁽⁷⁰⁾

民法のテキスト・ブックを作ろうという志を立て、その第1の仕事として物権法を刊行したのは昭和7年であった。それから、総則・担保物権・債権総論の3冊を上梓し、債権各論の準備を整えた頃から、わが国はいはゆる準戦時状態に入り、つぎつぎに制定される統制法令は、民法の基本的な理論にも大きな動揺を与えるように思われたので、私の債権各論も、遂に完成の運びに至らなかった。然し、いまや戦争は終了し、法律状態も日まし鎮静に帰そうとしている。私もまた、中絶した仕事を継続し、民法学との責務を果そうと思う。

……〔中略〕……。……ここに、民法のうちで、もっとも変化の少い部分である担保物権について、必要な補修を加えて、その焼失した紙型を復活することにした。この次ぎには、改正法に基いて親族編と相続編を書こうと思っている。

(イ) 昭和23年12月『債権総論(民法講義Ⅳ)(改版)』

【459】 一方、『債権総論』(【450】)の改版の「改版に際して」には、次のようにある。⁽⁷¹⁾

本書は、昨年夏焼失した担保物権の紙型を復活したと同じ気持で、旧版に必要な補修を加えたものである。当時は、新しい親族編と相続編の公布をまって、民法講義のⅥとⅦとを書こうと思っていた。しかし、公私の雑務に妨げられて、容易にその志を遂げることができそうもない。そこで、寸暇を盗んで、債権総論の補修をやった。この部分は、担保物権と同様に、民法のうちでは変化の少い部分だからである。

……〔中略〕……。

こうはいても、債権各論を本格的に研究したなら、債権総論も意外な影響を蒙っていることに気がつくかもしれない。本書の補修は、まだこの研究を完成していない

(70) 我妻栄『担保物権法(民法講義Ⅲ)(改版)』(岩波書店、昭和23年)「改版に際して」1-2頁。

(71) 我妻栄『債権総論(民法講義Ⅳ)(改版)』(岩波書店、昭和23年)「改版に際して」1-2頁。

私の独断に立脚したものである。このことを保留して、私は、研究に没頭する余裕をえたら、債権各論の研究をすすめようと思っている。

(ウ) 昭和26年6月『民法総則（民法講義Ⅰ）（改版）』

【460】『民法総則』（【448】）の「改版の序」には、次のようにある。⁽⁷²⁾

講義用テキスト・ブックとして民法各部を300頁位にまとめてみようかと計画し、昭和7年に物権法を公刊してから、翌8年に総則、11年に担保物権法、15年に債権総論と4冊を上梓したが、その頃からの社会情勢のあわただしい変遷のために、後が続かないでいるうちに、戦争で紙型が全部焼失した。

そこで、終戦後に、焼失したものを復活し、未公刊の部分を完成して、民法学徒としての責務を果そうと志し、新憲法による法律制度の根本的変革に影響されることの比較的少い部分から手をつけ、担保物権法と債権総論を改版したが、その後は、半公的な雑務に妨げられて、どうにも仕事が手につかない。ことに、総則と物権法は、出版の時期が古いので、その間に、関係法令の改正されたものは非常に多く、新進学者の研究にも注目すべきものがあり、私自身の研究にも多少の進歩がある。総則と物権とを改版するためには、これらを総合して思索を重ね、根本的に書き改めなければならないのだが、それに必要な時間の余裕は、現在の私には、全く与えられていない。そのために、紙型復活の志も停顿していたが、改版の希望があまりにも強いので、寸暇を盗んで訂正修補を試みた。

……〔中略〕……。

大学制度の改正のために、大学の民法の講義のやり方も変わった。この「民法講義」は、そのテキスト・ブックとしては、もはや不適當であろう。私も、大学の講義には、別著「民法大意」を用いている。この「講義」は、大学の講義の参考書か、それ以上の研究をしようとする人にとっての教科書としての役割をもつことであろう。

初版の序には、「民法講義」を書く著者の態度ないし思想とでもいうべきことを書いたが、「講義」も4冊上梓されたのだから、その内容から読者諸君自身で理解して貰うのが一層適切であろう。改版の校正と索引の作成に協力して下さった中山文枝さんと、学生小笠原健夫君に感謝の辞を捧げるだけにしておこう。

(72) 我妻栄『民法総則（民法講義Ⅰ）（改版）』（岩波書店、昭和26年）「改版の序」1-2頁。

日本学会議第10回総会終了の日に、純学者的生活への強い郷愁を覚えながらこの序をしるす。

(エ) 昭和27年6月『物権法(民法講義Ⅱ)(改版)』

【461】『物権法』(【447】)に関しては、昭和17年に「追補版」が刊行されていた(【451】)。改版が最後になったのは、そのためであろうが、一方、「改版の序」には、次のようにある。⁽⁷³⁾

昨年民法総則を改訂した際に、今年は物権法を改訂し、来年は債権各論を新たに上梓し、それから毎年、親族法、相続法と作って、昭和30年には民法講義7冊を完成しよう、それが私に最も適した仕事だ、と堅く決心したのであったが、昨秋過労のため少し健康をそこね、今春来、望み通り雑務から離れることもできず、すべて予定の通りには運ばない。然し、おくればせながらも、とにかく物権法の改訂を終り、決心の一部を実現することができた。

(オ) 昭和29年12月『債権各論・上巻(民法講義V₁)』

【462】雑務に追われる我妻が、新著『債権各論』の執筆に着手したのは昭和29年夏のこと、同年12月刊行の「上巻」(【397】)の「序」には、次のようにある。⁽⁷⁴⁾

この春、ヘーグの国際私法会議の特別委員会とフロレンスの国際農業法学会に出席し、それから、スイス、オーストリア、ドイツ、イギリス、フランスの諸都市を巡歴した。……〔略〕……。……雑務から解放され、30年前の留学当時を想い浮かべながら、書店の棚に並んでいるこれらのもの〔専門雑誌や教科書・註釈書〕を見る感激はひとしお深いものであった。そして、民法講義を完成し、資本主義と私法に関する終生の研究を続けようと、決心を新たにしたのであった。

昭和25年にアメリカに旅行した際にも、全く同じような感激を味わい、同じような決心をしたのであったが、雑務に追い廻されて、ほとんど何の実も結ばなかった。そこで、この夏、軽井沢で、債権各論の稿を起こした。然し、いろいろの委員会や打ち合わせの会合に4度も上京しなければならぬ身では、もちろん休暇中に完成することはできない。しかも、9月に東京に帰ってからは、稿を続ける余裕はほとんどない。とりあえず、契約総論だけを出版することにした。それが、この本である。ヨーロッパ旅

(73) 我妻栄『物権法(民法講義Ⅱ)(改版)』(岩波書店、昭和27年)「改版の序」1頁。

(74) 我妻栄『債権各論・上巻(民法講義V₁)』(岩波書店、昭和29年)「序」3-4頁。

行からもち帰った感激と決心のなくならないうちに、続稿を完成したいと願っている。

この本の内容については、何もいうことはない。一昨年物権法【461】を改版した際の気持と同じで、「もはや大学の講義用テキスト・ブックの用をなさない。民法を少し詳しく研究しようとする人にとっての参考書である。」

私が雑用に悩まされていることに深く同情し、わたしが「民法講義」を完成することを誰にもまして期待して下さったのは、松本丞治先生である。先生のご存命中にせめて債権各論だけでも書き上げたいと思っていたのだが、先生はひと足先に他界された〔昭和29年10月8日没〕。先生の霊にこの本のできたことを報告して、先生から受けた直接間接の激励に対してもお礼を申し上げたいと思う。

イ 『民法大意』

【463】 『民法講義』シリーズの改版と並行して、我妻は『民法大意』上下2巻（【453】）についても改版を行った。「改訂」版は上中下の3巻で、上巻は昭和25年、中巻は昭和26年、下巻は昭和28年の刊行である。

上巻にある「改版の序」は、初版の「序」を引用しつつ、「私の右の気持は、初版を教科書に使用した数回の経験によって、決して間違っていないことを確め得たように思う。それで、この点については、一層の自信をもって、初版の形式を踏襲した。しかし、その他の点では、初版に対して相当の修正を加えた」として、以下の4点が列挙されている。⁽⁷⁵⁾

第1に、新憲法によって示された新しい法律理念をとり入れるために、緒論の全部を書き改め、その他の部分でも相当の修正加筆を試みた。しかし、これは初版の思想を根本的に変更したのではなく、その中に織りこまれていたものの進展として説いたと、私は考えている。

第2に、初版では、戦時中の法律を民法の体系の中にとり入れることに努力したが、改版では、これを削除した。しかし、ここでも、削除した部分を空白として残すのではなく、戦時中の法律状態にも、法律の進展の過程における一つの実在としての意義を与え、戦後の法律状態への一里塚をなすものとして取扱ったつもりである。

第3に、初版当時には岩波の「全書」の中の一つとして民法ⅠⅡがあったので

(75) 我妻栄『改訂民法大意・上巻』（岩波書店、昭和25年）「改版の序」2-3頁。

〔【452】〕、故意に説明を簡略にした部分もないではなかったが、全書が絶版となった今日としては、その部分の説明を加えることが適当だと考えたので、改版では、重要な部分の解釈理論を相当詳細に描き加えた。これによって、「制度や概念それ自体としての理論的性格がいささか鮮明を缺く」という初版の欠点が、相当に補正されたことと思う。

第4に、初版に引用した法律のうちで廃止されたものや修正された点を改めたことはいうまでもない。改版では、昭和24年6月30日をおよその現在として、新しい法律を織り込んだ。

以上のような訂正と加筆の結果、改版は、初版に比して、その分量が相当に増大した。しかし、第3編の身分法は、民法改正の結果、その分量が減少すると思われるので、初版の上巻の最後の章は、下巻に廻すことにした。

なお、昭和28年4月下巻「改訂」版刊行の半年後（10月）には、上巻と中巻の「新訂」版が発刊されている。

ウ 『ダットサン民法』

【464】 我妻は、有泉亨と共著で、昭和25年には『民法総則・物権』、翌昭和26年には『債権法』のコンメンタールを刊行している。⁽⁷⁶⁾

その後、我妻・有泉のコンビが昭和29年より刊行を開始した一粒社版・法学テキスト（全3冊）⁽⁷⁷⁾は、「ダットサン民法」の愛称で学生の好評を博したが、この書籍は、戦前の『岩波全書』（【452】）の有泉によるリライト本であって、我妻は『民法Ⅰ』の「序」で、次のように説明している。⁽⁷⁸⁾

この書は、私が、昭和8年に、岩波全書と呼ばれた叢書の一つとして書いた民法Ⅰを有泉君と2人で再検討し、有泉君が筆をとって、全面的に書き換えたものである。

全書の民法を書いた後、私は、一方では、民法各編の理論を詳細に説くものとして、民法講義の公刊をすすめるとともに、他方では、民法理論の大綱を説くものとして、

(76) 我妻栄=有泉亨『（法律学体系・コンメンタール篇2）民法総則・物権法』（日本評論社、昭和25年6月）、我妻栄=有泉亨『（法律学体系・コンメンタール篇3）債権法』（日本評論社、昭和26年6月）。

(77) 我妻栄=有泉亨『民法Ⅰ総則・物権法』（一粒社・法学テキスト1、昭和29年5月）、『民法Ⅱ債権法』（一粒社・法学テキスト2、昭和29年10月）、『民法Ⅲ親族法・相続法』（一粒社・法学テキスト3、昭和31年5月）。

(78) 我妻栄=有泉亨『民法Ⅰ』前掲注（77）「序」1-2頁。

民法大意3冊を完成した。新制度の大学の講義では、民法大意を教科書として使っている。だから、私の計画では、全書の民法はもはや存在意義のないものとなり、長く絶版にしておいたのであった。

ところが、全書の民法に対する学生諸君の需要はなくなるならない。その再生復版を希望する声がかかなり強い。民法大意は、民法典の編別を無視して、私の独得な体系によっておるので、他の先生の講義の参考書としては不便だということや、民法大意は、民法周辺の特別法にかなり重点をおいて、全法律体系の中における民法の地位を明かにしようとしているが、例えば司法科試験の準備のためなどには、民法だけをもっと簡明に説くものがほしいということなどが、その理由らしい。

学生諸君の右の希望にはもっともな点がある。しかし、実をいうと、私はその仕事にあまり気がしなかった。他にもっと研究すべき問題をもっておりながら、民法の教科書だけをいろいろの形で書くことは、それほど興味のない仕事だからである。

かような事情であったが、この度、有泉君という有能な協力者を得たので、いよいよ決心して版を新たにすることにした。

一方、『民法Ⅱ』の「序」にも、次のようにある。⁽⁷⁹⁾

この書は、既刊民法Ⅰに続くもので、債権編の全部を収めている。Ⅰと同じく、私の書いた岩波全書を台本として、有泉君が、私と相談の上で手を入れたものであるが、労働契約との関係に言及したことや、不法行為の要件をやや詳しく述べた点などで、相当に面目を改めている。

……〔中略〕……。

このつきには、親族法・相続法について、こんどは有泉君の書いたものを台本として私が手を加えて、公刊し、民法全体についての調子のそろった解説書を完成させたいと思っている。

「親族法・相続法について、こんどは有泉君の書いたものを台本として」用いた理由は、『岩波全書』の親族法・相続法の執筆者が中川善之助だったためであるが、この点に関しては、『民法Ⅲ』の「序」に次のようにある。⁽⁸⁰⁾

ところが、そうやってみて、困ったことが起きた。有泉君と私との間で考えの違う

(79) 我妻栄＝有泉亨『民法Ⅱ』前掲注(77)「序」1-2頁。

(80) 我妻栄＝有泉亨『民法Ⅲ』前掲注(77)「序」1-2頁。

ところがかなりあることがわかったからである。……。仕方がないから、そんなところは、有泉説では、我妻説では、と並べて書こうかと思った。しかし、それでは、この書の性格がこわれる。

……2人で、幾度も議論し、幾度も原稿のやりとりをして、とにかくこの書を完成した。諸君のうちには、私の民法大意の下〔[463]〕や親族法・相続法コンメンタール〔[470]〕と説が違うと感じられる人もあるかもしれない。……。

(2) 我妻法学の「地の色」——「二つの任務」②「終生の研究テーマ」

【465】 以上、昭和20年代までの我妻の教科書の「序」の記述を、いささか執拗に追跡したが、そこからは、昭和2年「カルネル」論文（[442]）以降「終生の研究テーマ」に設定した「資本主義の発達に伴う私法の変遷」に対する問題関心が、戦時下から終戦後に至るまで持続していることが分かる。

ア 昭和23年『経済再建と統制立法』

【466】 とりわけ関心が向けられているのが、「債権の優越的地位」論文（[443]）以来の経済統制論であり、終戦後最初に公表した論文も、戦時経済統制立法に関する研究であった⁽⁸¹⁾。

一方、昭和23年刊行の『経済再建と統制立法』⁽⁸²⁾は、我妻自身が「終生の研究テーマ」である「資本主義と私法の関係」分野の研究と位置づける著作であり、同書の「序」にも、次のようにある⁽⁸³⁾。

昭和20年8月15日、わが国の無条件降伏によって絶望的な戦の幕を閉じたときに、私もまた、多くの人々とおなじように、放心状態におちいった。しかし、やがて、愛する祖国の再建のために、一学徒としてできる限りの努力を尽さなければならないという新年が心の中によみがえてきたときに、私の注意をひいたものは、戦時中の経

(81) 「戦時経済統制立法の帰趨（1）～（7・完）」法学協会雑誌64巻（昭和21年）1号～7号。

(82) 我妻栄『経済再建と統制立法』（有斐閣、昭和23年3月）……同書は、有斐閣の創業70周年記念出版「法学選書」中の一書である。

(83) 我妻栄『民法研究Ⅰ私法一般』前掲Ⅰ注（75）「はしがき」3頁「この本は、戦後のわが国の経済の再建を図るための臨時立法の跡をたどりながらその分析を試みたものであって、その後の進展を追加しなければ価値の少ないものではあるが、その中の『経済的民主主義とは何か』（第3章第2節）には、資本主義の変遷を法律的に捉えようとする私の努力がひそんでいる」。なお、同書の「第3章」は、『民法研究Ⅸ-1 Miscellaneous Essays』（有斐閣、昭和45年）163頁に収録された。

(84) 我妻栄・前掲注（82）「序」1-3頁。

経済統制法令の運命であった。戦時経済の中枢を構成した多くの制度とその運営を定めたおびただしい法令は、ほとんど何等の準備なしに、つぎつぎに廃止された。しかも、それは、経済的民主主義の理想の下になされたのであった。何等の統制のない経済的自由放任主義は、わが国の戦後の混乱窮乏を拾取して、その再建の理想を達成することができるであろうか。経済的民主主義とは、一国の経済についての意識的な企画の伴わない、自由放任主義でなければならぬのであろうか。こうした疑問が、私を促し、研究を求めてやまなかった。

……〔中略〕……。

……私は、一方では、経済統制法令の終戦後における廃止と修正と制定とを詳細に分析して、わが国の経済の再建の方向を明かにするとともに、他方では、経済的民主主義に関する外国の文献を渉猟して、その一般的な内容とわが国についての適用を考察しようと決心した。そして、終戦の年の末、みじめな祖国の姿に痛憤の念を抱きながら、私は、研究と思索に没頭した。しかし、その年の暮に、はからずも引き受けなければならなかった法学部長の職務は、私から研究と思索の時間の大部分を奪ったので、私は、心ならずも、昭和21年1月末を現在として、不完全な研究と思索を一応打ち切って、未定稿のままに、法学協会雑誌に発表した。しかし、わが国の経済の再建に関する立法は、その頃から、ますます重要な性格を示すようになったので、私は、とほしい時間をさいて、研究と思索を続けようと努力した。それにも拘わらず、私は、さらに議会における憲法草案の審議に関係し、ことに、それに基づく民法の親族編と相続編の全面的改正作業にも関与することになったので、私の思索と研究とは、とかくとぎれがちであった。

けれども、戦時経済統制立法の推移を、わが国の経済の再建という角度から観察すること、そして、経済的民主主義の理想の下になされる戦後の経済立法を、わが国における資本主義経済組織の変遷に即して攻究すること、このことこそ、私の最も大きな関心事である。私は、元来、資本主義の発達に伴う法律制度の推移を研究することを、終生の課題としている者であるが、右の問題は、正にこの課題の一環をなすものだと考えられるからである。

なお、四宮和夫によれば、「産業の機構・運営の民主化に関しては、英独型（経営の集中を促し国有ないし公共有に移す）とアメリカ型（経営の集中を阻止し、均衡の取れた企業間の公正な競争を重要視する）があるが」、我妻の主張は「大体の傾向にお

いて前者の流れに沿うべき点が少なくない⁽⁸⁵⁾」。

この点につき、四宮は、「先生〔我妻〕は、アメリカ型をわが国に移すと『弱肉強食の結果となることが甚だ多い』ことを、指摘されていたが、わが国は英独型よりもむしろアメリカ型の道を歩み、先生の恐れられていたような結果になったわけである」と述べる⁽⁸⁶⁾。しかし、ワイマール憲法下の国家的な経済統制・企業の公営化と、独占禁止法（昭和22年制定）のようなアメリカ型の規制方法の、いずれが戦後日本社会に適合的であったかについては、評価の分かれるところであろう。

イ 昭和21～24年『新法令の研究』

【467】 我妻自身は、昭和23年『経済再建と統制立法』を、戦前の「債権の優越的地位」の発展形態と捉えていたが、これに対して、川島武宜は、『経済再建と統制立法』は、系譜的には戦時中の『新法律の解説』に連なるとしていた（【454】）。

私見は、いずれの説明も正しいと考えているが（『経済再建と統制立法』は「債権の優越的地位」の延長線上の著作であり、『新法律の解説』において法学部スタッフにより涉猟された戦時経済統制法規を素材に執筆されている）、戦前の『新法律の解説』と同様の法学部スタッフ有志総出の体制で、戦後復興期の立法を解説した著作が、昭和21～24年に刊行された『新法令の研究』⁽⁸⁷⁾である。

(85) 四宮和夫「我妻民法学の全体像」前掲Ⅶ注（224）13頁。同書における我妻の主張は、ワイマール憲法下の「社会化」立法を範型とする「債権の優越的地位」以来の見解を維持するものである。福島正夫・前掲注（35）26頁、「（座談会）我妻栄先生をしのぶ」【特集：我妻法学の足跡】前掲Ⅰ注（37）108頁〔金沢良雄〕。

(86) 四宮和夫・前掲注（85）13頁注（4）。

(87) 我妻栄（編）『新法令の研究（1）昭和21年度第1輯（1月－3月）』（有斐閣、昭和21年）、『新法令の研究（2）昭和21年度第2輯（4月－6月）』（昭和22年）、『新法令の研究（3）昭和21年度第3輯（7月－9月）』（昭和23年）、『新法令の研究（4）昭和21年度第4輯（10月－12月）』（昭和23年）、『新法令の研究（5）昭和22年度第1輯（1月－3月）』（昭和23年）、『新法令の研究（6）昭和22年度第2輯（4月－6月）』（昭和23年）、『新法令の研究（7）昭和22年度第3輯（7月－9月）』（昭和23年）、『新法令の研究（8）昭和22年度第4輯（10月－12月）上・下』（昭和23年）、『新法令の研究（9）（10）昭和23年度第1輯（1月－3月）・第2輯（4月－6月）合輯』（昭和24年）、『新法令の研究（11）昭和23年度第3輯（7月－9月）』（昭和24年）、『新法令の研究（12）昭和23年度第4輯（10月－12月）』（昭和24年）。各冊の冒頭には我妻の「概観」が掲載されている。

なお、「（1）」の巻頭の「新法令研究会」名義の「『新法令の研究』刊行の辞」には、次のようにある（1頁）。「……われわれは、かねて新法令の研究を企画し、既に、昭和11年の第68回帝国議会を通過した新法律の解説を最初として、法学協会雑誌に、その結果を掲載し、更に第73回帝国議会以来第80帝国議会を通過した新法律の解説は、これを単行本として合計7冊を刊行した〔【454】〕。又その間新法律以外の新法令の研究もこれを怠らず、その結果はこれを法学

ウ 昭和28年：論文集『近代法における債権の優越的地位』

【468】 昭和28年発刊の我妻にとって最初の論文集『近代法における債権の優越的地位』の「序」で、彼は「実をいうと、その時、私は、この本を出版することも中止したかった。体系を整えた論文とするまでは出版しない、という最初の決心を貫きたかった」と述べ、あるいは「体系を整えた論文の完成に努力する決心を新たにした」「本書に代るべき論文の完成に注ごうとした」と述べていた⁽⁸⁸⁾。

だが、「本書に代るべき」「体系を整えた論文の完成」は、ついにならなかった。本書所収の「カルネル」論文と「優越的地位」論文は、大正デモクラシー期の初期社会主義学説に立脚しており、「資本主義の発達に伴う私法の変遷」を描出する道具としては、もはや古すぎる。戦前のワイマール憲法下の私法の「社会化」（国家による私的所有権の制限と企業の公有化）についても同様である。戦後日本社会の未来を予見できる形の「資本主義の発達に伴う私法の変遷」を提示するためには、我妻が戦前の論文で用いた手法とは、まったく別の道具立てが必要になる。

エ 昭和27年『現代日本小史』「法律史」

【469】 唄孝一は、我妻の遺作『法学概論』（【488】）を、我妻が自らに課した「二つの任務」——①『民法講義』の完成と②「資本主義の発達に伴う私法の変遷」の研究——との関係で、「第三の任務」であるとも「第二の任務の変質」であるとも述べていたが（【43】）、その際に、唄は、『法学概論』を「往年の作品『現代日本小史 法律史』（昭和27年）を質的にも量的にも拡大したものを意図」して書かれた作品と推測していた。

『現代日本小史』は、編集責任者・矢内原忠雄の「はしがき」によれば、「明治維新以来最近にいたるまでの日本の発達をば、政治、経済、労働、法律、および教育

協会雑誌に掲載して来た。ところが、戦争の苛烈化に伴い、われわれの仕事にも困難が加った。第81及び82帝国議会の『新法律の解説』は全部校了の後、一切が烏有に帰したのをはじめ、官報の入手は困難となり、研究の発表も亦意の如くならず暫らくこれを中断するの已むなきに至った。併し研究の必要は少しも変わらないどころか、いよいよ、その重要性を増して来たといふこともできる。そこで終戦とともに、再び右の研究を始めることになった」。

(88) 我妻栄『近代法における債権の優越的地位』前掲I注(57)「序」2-3頁、5頁。

(89) 〔七戸注〕我妻栄「法律」日本太平洋問題調査会（監修）／矢内原忠雄（編）『現代日本小史・下巻』（みすず書房、昭和27年6月）3頁……〔普及版〕矢内原忠雄＝日本太平洋問題調査会（編）『現代日本小史・中巻』（みすず書房、昭和29年3月）99頁。

(90) 〔七戸注〕「本書の叙述は太平洋戦争の終末期を以て結ぶことを一応の目標」としているが、「占

の各項にわたり、それぞれ一流の権威者に執筆を委嘱して成ったもの⁽⁹¹⁾である。執筆者と執筆項目は、『上巻』が矢内原忠雄「総説」・岡義武「政治」・大内兵衛「経済」、『下巻』が我妻栄「法律」・大河内一男「労働」・海後宗臣「教育」からなる⁽⁹²⁾。

我妻「法律」の章立ては以下のとおりで、「第三章」の「三 経済の発達に伴うその後の変遷」「四 経済統制立法の出現とその進展」や「第四章 労働立法及び社会福祉立法の変遷」は、まさに「資本主義の発達に伴う私法の変遷」に関する研究の本流といえる。

第一章 司法制度及び刑事法制の変遷

- 一 裁判制度の確立と司法権の独立
- 二 行政権及び立法権の濫用に対して国民を保護する制度の進展
- 三 刑事裁判手続の変遷
- 四 警察制度の変遷

第二章 身分関係に関する法制の変遷

- 一 明治維新から民法の制定まで
- 二 民法典の編纂
- 三 民法典に対する批判と改正の企画

第三章 財産関係に関する法制の変遷

- 一 明治維新から民法典及び商法典の編纂まで
- 二 民法典の財産編及び商法典の編纂
- 三 経済の発達に伴うその後の変遷
- 四 経済統制立法の出現とその進展

第四章 労働立法及び社会福祉立法の変遷

- 一 労働立法の変遷

領下における改革についても最小限度において論述の筆を伸ばしている」。なお、「占領下における日本の変貌は、本書の続編として別に調査を進めたい企画である」。日本太平洋問題調査会（監修）／矢内原忠雄（編）『現代日本小史・上巻』（みすず書房、昭和27年4月）「はしがき」1-2頁。

(91) 矢内原忠雄・前掲注(90)「はしがき」1頁。

(92) なお、2年後の昭和29年に刊行された「普及版」3冊本では、『上巻』に矢内原忠雄「現代日本小史・総説」・大内兵衛「経済史——日本経済の成立発展とその崩壊」、『中巻』に岡義武「政治史」・我妻栄「法律史」、『下巻』に大河内一男「労働史」・海後宗臣「教育史」が配置されている。

二 社会福祉立法の変遷

（3）我妻法学の「花模様」

ア 家族法改正

【470】 終戦直後の家族法改正作業への関与は、昭和23年『経済再建と統制立法』の「思索と研究」には阻害要因ではあったが（【466】）、我妻法学の「地の色」（「民法一筋」）の「二つの任務」のもう一方である「教科書」の執筆との関係では有益であり、昭和23年『担保物権法（民法講義Ⅲ）』改版の「序」で、我妻は「この次ぎには、改正法に基いて親族編と相続編を書こうと思っている」と述べていた（【458】）。

この計画は早々に断念されるが（【459】）、しかし、改正家族法関係の著作は、我妻法学第3期の重要な業績の一角を形成しており、改正法立案者の立場で執筆された『改正親族・相続法解説』⁽⁹³⁾や、立石芳枝と共著の『親族法・相続法』コンメンタール⁽⁹⁴⁾を世に出している。

【471】 その一方で、我妻は、一般市民向けの啓蒙的な文章も数多く執筆しているが、昭和23年刊行の『家の制度』⁽⁹⁵⁾と、翌昭和24年刊行の『民法改正余話』⁽⁹⁶⁾は、長男・洋が編集と校正を手伝った、親子合作の微笑ましい著作である。

イ 農地関係立法

【472】 このほか、昭和22年発刊の加藤一郎との共著『農地法の解説』⁽⁹⁷⁾も、「もっぱ

(93) 我妻栄『改正親族・相続法解説』（日本評論社、昭和24年1月）。同書の執筆動機に関して、「はしがき」1-2頁「私は、起草委員の一人として、改正法の立案に参与した。昭和21年の夏には、沼津の宿舎に籠城して、酷暑の中に、ほとんど裸で骨組を作った。同年の秋には、山中湖畔の別荘に陣どって、冷雨に降りこめられながら、毛布をかぶって仕上げに没頭した。この2度の集中的な努力の前後には、司法省の調査室に会議を重ねた。これらの会議において、新しい制度の構想には、中川善之助君が重要な役割を演じ、条文の作成や整理には、司法省の民法調査室の諸君が、ほとんど全責任を負って活躍した。当時、われわれの間で、やがて法律が制定されたら、立案者一同が協力して、立案の際に討議した記録に基づいて、詳細な註釈書を作ろうと約束したが、その後お互に忙しい身なので、その約束は今日まで実行されないでいる。これは、是非実現させたいと、私は、今でも思っているが、何時になってできるか、まだ見当もつかない。そこで、かような註釈書のできるまで、多少の役に立つかと考えて、この書を上梓することにした」。我妻の意図した企画は、その後、「（座談会）改正民法の成立するまで（1）～（2・完）」法律時報26巻（昭和29年）3号、27巻（昭和30年）2号から、我妻栄（編）『戦後における民法改正の経過』（日本評論新社、昭和31年3月）に結実した。

(94) 我妻栄＝立石芳枝『（法律学体系・コンメンタール篇4）親族法・相続法』（日本評論新社、昭和27年12月）。

(95) 我妻栄『家の制度——その倫理と法理』（酣燈社・学匠選書、昭和23年6月）。

(96) 我妻栄『改正民法余話——新しい家の倫理』（学風書院、昭和24年12月）。

ら法律の素人にもわかるようにと務めながら、書いたものである⁽⁹⁸⁾が、しかし、同書もまた、我妻法学の第3期を代表する業績として位置づけられるべき著作である。というのも、農林当局の助力を受けて執筆された本書の権威は絶大で、判例データベースで、訴訟当事者（代理人弁護士）が引用した我妻の著作を検索してみると、昭和31年末までの総件数43件のうち、同書の引用件数は10件と、『民法講義』既刊の各巻（Ⅰ民法総則5件・Ⅱ物権法6件・Ⅲ担保物権法3件・Ⅳ債権総論3件）を引き離してトップである。

ウ 昭和27年「ジュリスト」創刊

【473】以上のほか、昭和27年1月1日には、我妻栄・宮沢俊義共同編集の「ジュリスト」が有斐閣から発刊されている。創刊号巻頭の「創刊のことば」（無記名）には、「『ジュリスト』は法学を論ずることを目的とするよりも、むしろ一般社会事象を法律的に取扱うことを念願する」とあり、同誌上で、我妻は、政治問題・時事問題を積極的に取り上げてゆく⁽¹⁰¹⁾。

(97) なお、2人は、前年にも、共著の雑誌論文を発表している。我妻栄＝加藤一郎「農地調整法の解説」法律時報18巻5号（昭和21年）5号3頁。

(98) 我妻栄＝加藤一郎『農地法の解説』（日本評論社、昭和22年11月）我妻栄＝加藤一郎「はしがき」1頁。なお、加藤一郎によれば、「これを書くときには、まず全体の筋を項目別に書き出すということから始めて、私の草稿を先生が丹念に見られて、修正や加筆をされたり、疑問符をつけて帰されたりして、法律の本というのはこうして書くものだということを実地で指導していただいたわけです。それも、押しつけがましくなく、私の疑問や反対の意見も十分聞いてくださった。これは、私にとってはたいへん貴重な体験でした。」（座談会）我妻栄先生をしのぶ『特集：我妻法学の足跡』前掲Ⅰ注（37）105頁。

(99) ①最（1小）判昭和26・3・8民集5巻4号137頁、②最（2小）判昭和26・12・21民集5巻13号796頁、③最（2小）判昭和27・11・7民集6巻10号977頁、④最（3小）判昭和28・4・28民集7巻4号439頁、⑤最（3小）判昭和28・9・11民集7巻9号888頁、⑥東京高判昭和29・10・29高民集7巻11号916頁、⑦最（2小）判昭和30・1・21民集9巻1号12頁、⑧最（2小）判昭和31・3・30民集10巻3号276頁、⑨最（3小）判昭和31・5・15民集10巻5号496頁、⑩最（2小）判昭和31・5・18民集10巻5号517頁。

(100) 我妻と宮沢が責任編集を引き受けた経緯については、矢作勝美（編著）『有斐閣百年史』（有斐閣、昭和55年）461-463頁。

(101) 唄孝一は、「『法学概論』にいたる一つのプロセスとして『ジュリストの目』というものがあのような気がするのです」と述べるが（「（座談会）我妻栄先生の学問と業績」『特集：我妻法学の足跡』前掲Ⅰ注（37）101頁）、「ジュリストの目」は、憲法問題研究会（【489】）にいたる一つのプロセスとも理解できる。

4 我妻法学の時代区分・第4期の考察

【474】 いつの時代の話かは不明であるが、遠藤浩は、我妻が岩波書店から受け取る印税について、次のようなエピソードを語っている⁽¹⁰²⁾。

我妻先生がまだご存命のころ、何の催しだったか岩波書店のパーティでご一緒したことがあるのですが、会場に入ると直ぐにトップの人間が近づいてきて、あれこれ世話を焼いてくれた上に「おかげさまで、我妻先生の印税はとうとう漱石を超えました」と聞かされ、先生の実直な仕事ぶりを知る者としては感慨無量でした。

また、これもいつの時代かは不明であるが、第一法規の「判例体系」の謝金について、遠藤浩と清水暁は、次のように語っている⁽¹⁰³⁾。

遠藤 第一法規は、謝金をくれるじゃないですか。僕とか四宮さんは恐懼感激でね。ところが、先生がお金を取らないのですよ。僕は先生のところへ「どうしてですか」と言いにいったんだよ。そうしたら、「あんなものもらったってしょうがない。税金で持っていかれるだけだから、君たちだけ取りなさい」と。

……〔略〕……。

清水 私も、我妻先生の晩年に『判例体系』の執筆をやらせていただいたんですが、我妻先生はおっしゃっていました。「私がもらってもほとんど税金に行くから、9割9分行くから、意味がない。若い人のほうへ回したほうがいい」ということで、私もたいへんありがたかった記憶があります。

第一法規の『判例体系』の「民法」は昭和30年以降の刊行であるが、唄孝一によれば、『判例体系』の仕事は、「昭和27年頃、全体の編集委員の中心であった我妻先生から個別的に委嘱されたものであった」という⁽¹⁰⁴⁾。一方、漱石の印税の件は、昭和30年刊行の松岡譲⁽¹⁰⁵⁾『漱石の印税帖』で有名になった話であるから、パーティで印税が話題にされたのは、この時期の出来事であろうか。

(102) 遠藤浩『百花繚乱たれ』前掲I注(3)73頁。

(103) 「(座談会) 遠藤浩先生を囲んで——遠藤先生の人と学問」遠藤浩先生傘寿記念『現代民法学の理論と課題』前掲IV注(37)782頁。

(104) 唄孝一「我妻＝遠藤＝同人会」『現代民法学の理論と課題』前掲IV注(37)763頁。

(105) 松岡譲『漱石の印税帖』(朝日新聞社、昭和30年8月)……〔文庫版〕松岡譲『漱石の印税帖——娘婚がみた素顔の文豪』(文春文庫、平成29年2月)。

(1) 我妻法学の「地の色」——「二つの任務」①「教科書」の執筆

ア 『民法講義』

【475】 我妻法学の第4期における『民法講義』関係の作業は、昭和30年代に『債権各論』の「中巻」を刊行した後、「下巻1」の刊行（昭和47年）まで10年の歳月を要した。

一方、既刊4冊中3冊については「新訂」作業が行われたが、昭和29年『債権各論・上巻』の「序」で述べていたような力強い言葉は（【462】「民法講義を完成し、資本主義と私法に関する終生の研究を続けようと、決心を新たにしたのであった」）、もはや語られることはない。

(ア) 昭和32年『債権各論・中巻1（民法講義V₂）』

【476】 昭和32年刊行の『債権各論・中巻1』⁽¹⁰⁶⁾の序には、次のようにある。⁽¹⁰⁷⁾

上巻を出版してから、早くも2年以上の月日が流れた。始終気にかけておりながら、筆をとる時間は思うにまかせない。……〔略〕……。

とにかく、全力をあげて稿を急いだのだが、6月再び渡欧の途に上ることになったので、これ以上書き続けることはできない。賃貸借の終りまでで一応出版することにした。「中巻1」とは、いかにも計画性の乏しいことをさらけだすものだが、それも止むを得ない。

(イ) 昭和37年『債権各論・中巻2（民法講義V₃）』

【477】 昭和37年刊行の『債権各論・中巻2』⁽¹⁰⁸⁾には、序文は存在しない。

(ウ) 昭和39年『新訂債権総論（民法講義IV）』

【478】 昭和39年刊行の『債権総論』⁽¹⁰⁹⁾新訂版の巻頭には、次のようにある。⁽¹¹⁰⁾

民法講義IからⅦまでを書こうとする私の仕事は、わが国の道路舗装工事に似ている。終点まで完成する前に、始めの方が破損して用をなさなくなり、乏しい予算で、補修工事と新設工事の両面作戦をしなければならない。貫通道路が完成するのはいつ

(106) 我妻栄『債権各論・中巻1（民法講義V₂）』（岩波書店、昭和32年5月30日）。なお、同書に関しては、昭和48年の第16刷において、借地借家関係および農地法の改正に対応し、巻末に補注が追加された。

(107) 我妻栄・前掲注(106)「序」3-4頁。

(108) 我妻栄『債権各論・中巻2（民法講義V₃）』（岩波書店、昭和37年7月10日）。

(109) 我妻栄『新訂債権総論（民法講義IV）』（岩波書店、昭和39年3月25日）。

(110) 我妻栄・前掲注(109)「新訂版の上梓に際して」1-2頁。

の日か。心細い限りである。

……〔中略〕……。

その後、身の雑務が少しく整理されたときに、私はまず総則と物権法にやや本腰を入れた補修工事をするとともに、債権各論の新設工事を進めた。本来なら残された下巻をまず書いてこれを完成し、親族と相続に進むべきなのだ。ところが、焼失した紙型を復元するだけの目的で戦後に急いで改版した担保物権と債権総論とは、出版技術の上でも、内容の上でも、用をなさなくなった。新設工事を棚上げしてこの新訂版を書いた理由である。だから、この債権総論にだけ新訂版と肩書をつけることは、実質的には適当でない。しかし、とにかく戦後新たに組み直したものを更に改めた意味でこの肩書をつけることにした。

(エ) 昭和40年『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』

【479】 昭和40年刊行『民法総則』新訂版⁽¹¹¹⁾の巻頭には、次のようにある。⁽¹¹²⁾

かつて「現代法学全集」に民法総則編の解説を書き、それを土台として1冊の本としたとき、私は、従来民法のこの部分は「民法総論」と題するのが慣例であったのに背いて、「民法総則」と題した。やがて、民法各編の研究を重ねたときに、改めて名実ともに民法総論に値するものを書こうと心ひそかに期したからであった。総則編の新訂版のランキングが最後となっているのはそのためである。

(オ) 昭和43年『新訂担保物権法（民法講義Ⅲ）』

【480】 昭和43年刊行『担保物権法』新訂版⁽¹¹³⁾の巻頭には、次のようにある。⁽¹¹⁴⁾

民法講義Ⅲ担保物権法の新訂版を世に送る。民法総則の新訂版を上梓してからまもなくとりかかったのだが、すでに3年以上の歳月を経た。1年もあれば充分と考えていた予想は全く裏切られた。その間に、胃潰瘍で手術をし、幸にも順調な回復をしたが、いささか気を許して無理をしたために、手術後7ヵ月でもう一度入院した。その度毎に印刷半ばの仕事で棚上げし、健康の回復を待って病後の身体をいたわりながら

(111) 我妻栄『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、昭和40年5月31日）。

(112) 我妻栄・前掲注(111)「新訂版の上梓に際して」3頁。

(113) 我妻栄『新訂担保物権法（民法講義Ⅲ）』（岩波書店、昭和43年11月15日）。なお、同書に關しては、昭和46年の第3刷において、民法の根抵当に関する規定の改正に対応し、当該箇所に関する大幅な改訂が行われた。

(114) 我妻栄・前掲注(113)「新訂版の上梓に際して」3頁。

執筆や校正を続けたのだが、2度にわたる大きな中絶の影響は被いかくしえない。校正の最後まで苦心したつもりだが、調子の統一は乱れがちである。だが、これをとり除くためには、おそらく大部分を書き改めなければなるまい。心残りのかずかずに目をつぶりながらあえて上梓することにした。

(力) 昭和47年『債権各論・下巻1 (民法講義V₄)』

【481】 昭和47年刊行『債権各論・下巻1』⁽¹¹⁵⁾の巻頭には、次のようにある。⁽¹¹⁶⁾

民法講義の事務管理と不当利得の部分を債権各論下巻1として上梓する。不法行為の部分も一緒にしたいのだが、その完了を待っては何年先になるかわからない。とにかくまとまった部分だけを公刊しようというのが、私の今の心境である。

債権各論中巻2を上梓したのが昭和37年。それから民法総則と担保物権の改訂を短期間に済ませて下巻にとりかかろうとしたのだが、その間に胃潰瘍の手術と予後の療養のために2度も入院し、担保物権の改訂版を公刊したのは43年であった。それから各論にとりかかったが意の如く進捗せず、昨年の夏休み軽井沢でようやく一通りの稿を終った。ところが秋になって、民法大意3冊の改訂を急ぎ、さらに担保物権の根抵当の部分を書き改めなければならない事情に迫られたので、各論の原稿を棚上げしてこれを済ませた。そして今年の夏再び取り上げて整理し、ようやく上梓する運びとなった次第である。

イ 『民法大意』

【482】 『民法大意』(【469】)に関しては、昭和46年に「第2版」が刊行されている。⁽¹¹⁷⁾ 昭和28年版との大きな違いは、下巻末尾に「事項索引」と「条文索引」が追加された点であるが、内容面については、我妻は次のように述べている。

……私として一番苦心したのは、民法周辺の特別法の推移である。戦時中の経済統制法令に囲まれて誕生したこの本は、版を改める度毎に、戦時統制法令の撤廃、戦後の復興のための暫定的統制法令、独占禁止・公正取引の理想への躍進、そして経済的民主主義へのひそかな進展、と移りゆく環境に当面した。それをどのように描き出し、それと民法典自体の交渉をどのように理解すべきかに、考慮を重ねた。

……多くの読者諸君は、旧版で引用した特別法のそれぞれについて、廃止・変更・

(115) 我妻榮『債権各論・下巻1 (民法講義V₄)』(岩波書店、昭和47年1月29日)。

(116) 我妻榮・前掲注(115)「序」3頁。

(117) 我妻榮『民法大意(第2版)上巻』(岩波書店、昭和46年3月16日)、『(同)中巻』(同日)、『(同)下巻』(昭和47年6月30日)。

新法による置き換えの沿革を形式的に記入しただけと感ぜられることであろう。しかし、私自身としては、そこにわが国の法律政策の推移を理解しているつもりである。

私見は、『民法大意』もまた、我妻の終生の研究テーマである「資本主義の発達に伴う私法の変遷」を扱った重要な業績の一つと考えている。

ウ 『ダットサン民法』

【483】 我妻栄＝有泉亨コンビが昭和25年・26年に発刊した日本評論社『法律学体系』のコンメンタール（【464】）は、昭和27年我妻栄＝立石芳枝の家族法コンメンタール（【470】）とともに、『判例コンメンタール』へと発展した⁽¹¹⁸⁾。

一方、一粒社の法学テキスト（『ダットサン民法』【464】）に関しては、昭和36年に「第2版（新訂）」、昭和38年・39年に「第3版（新訂）」が発刊される。

エ 『民法案内』

【484】 『ダットサン民法』と並んで学生から圧倒的支持を受けた『民法案内』シリーズは、昭和31年4月刊行の『民法案内（上）私法の道しるべ』に始まる⁽¹¹⁹⁾。同書の執筆動機について、我妻は次のようにいう。「来年（昭和32年3月末）停年になる。今年はまだ民法そのものの講義はしない。／そこで、この本をけげにする気になった」⁽¹²⁰⁾。

また、我妻によれば、同書は「法政大学の通信教育のテキストのひとつとして書いた『私法原論』⁽¹²¹⁾を台本にして、少しく観点をかえながら、全面的に加筆したものである。もっとも、『私法原論』の最後の4章は、内容を改めて、『下巻』の総則に譲ることにした⁽¹²²⁾」。この引用にもあるように、当初『民法案内』は上下2冊本（『（上）私法の道しるべ』『（下）民法の道しるべ』）を予定しており、下巻の執筆は「法

(118) 我妻栄＝有泉亨＝遠藤浩『判例コンメンタールⅠ民法総則』（コンメンタール刊行会・日本評論社、昭和38年2月）、我妻栄＝有泉亨＝四宮和夫『判例コンメンタールⅥ事務管理・不当利得・不法行為』（昭和38年11月）、我妻栄＝有泉亨＝遠藤浩＝児玉敏『判例コンメンタールⅡ物権法』（昭和39年9月）、我妻栄＝有泉亨＝水本浩『判例コンメンタールⅣ債権総論』（昭和40年8月）、我妻栄＝唄孝一『判例コンメンタールⅧ物権法』（昭和41年4月）、我妻栄＝有泉亨＝三藤邦彦＝清水誠＝四宮和夫『判例コンメンタールⅢ担保物権法』（昭和43年8月）、我妻栄＝立石芳枝＝唄孝一『判例コンメンタールⅧ親族法』（昭和45年8月）、我妻栄＝有泉亨＝川井健＝水本浩『判例コンメンタールⅤ₂契約法』（昭和50年8月……没後出版）。

(119) 我妻栄『民法案内（上）私法の道しるべ』（日本評論新社、昭和31年4月）。

(120) 我妻栄・前掲注（119）「はしがき」3頁。

(121) 〔七戸注〕我妻栄『私法原論』（法政大学出版局、昭和24年5月）。なお、同書はさらに、前年発行の法政大学通信教育部のテキスト——我妻栄『民法——私法原論（1）（2）』（法政大学通信教育部、昭和23年4月・5月）に遡る。

(122) 我妻栄・前掲注（119）「はしがき」7頁。

学セミナー」(昭和31年4月1日創刊)の3周年記念号より開始された。⁽¹²³⁾

(2) 我妻法学の「地の色」——「二つの任務」②「終生の研究テーマ」

【485】我妻の終生の研究テーマである「資本主義の発達に伴う私法の変遷」に関して、唄孝一は、我妻の遺作『法学概論』を、戦前の「債権の優越的地位」の発展型と位置づけるか、まったく別系統の作品と理解すべきかを迷っていた(【469】)。

新川正美によれば、我妻が『法学概論』の執筆を開始したのは昭和47年1月7日のことであり⁽¹²⁴⁾——、

最初のうちは、執筆は予定どおり進められていたようで、一気に150枚書き上げたよといわれたこともあった。48年の1月13日先生が来社されたとき、18日に真鶴にお伺いする約束が出来、18日真鶴の先生のお部屋で初めて、苦心の跡をうかがえる原稿を拝見させていただいた。「一人で全分野を書いたのは珍しいだろう」といわれる。そして、御自慢の年表を出され、「自分の亡くなったときはこの年表を飾ってほしい、そして、この残った年表を表装してほしい」ともいわれた。「えんぎでもない」と笑ってその場はすぎたが、冗談にしろ多少気になる言葉ではあった。

引用文中にある「御自慢の年表」に関して、田中二郎は「先生が法学年表を作っておられますよね。私は我妻年表と称しているのですが、御自分で古代からの年表をつくっておられるのです。それを田中京之介〔有斐閣の編集者〕君が表装して、巻物にして保存しておられます。真鶴のお宅で見せていただいて、そのたんねんなお仕事に驚きましたよ。しょっちゅう座右においてそれを参考にしながら考えたり書いたりされているようです」と述べ、また、星野英一は「あれは先生の御性格もありますが、もとは末弘先生にすすめられたらというおられました」という。⁽¹²⁵⁾

(123) 我妻栄「民法案内《民法の道しるべ》1 総則編①」法学セミナー37号(昭和34年4月)7頁。論文末(11頁)には、出版社からの「お願い」として、「『はしがき』にもあるように、この講座は『民法案内(上)私法の道しるべ』(小社刊行250円)の下巻として書かれております。したがって本講座をよりよく理解するには、ぜひ同書を座右に供えることをお願いするわけです。すでに読んだ方は再読を、まだ読んでいない方は、この際一読を、とおすすめる次第です」との宣伝が掲載されている。

なお、新川正美(有斐閣の編集者)によれば、「たしか、昭和24年に法政大学出版局から通信教育の講義録として『私法原論』が出された少し後のことと思う。あの本に手を入れて出版されることをお願いしたら、『あれは日評で出すことにしたから』(これが『民法案内』となった)といわれた」という。新川正美「我妻先生と『法学概論』」前掲I注(118)19頁。

(124) 新川正美「我妻先生と『法学概論』」前掲I注(118)21-22頁。

ア 昭和35年『戦後日本小史』「法律」

【486】 一方、唄孝一によれば、我妻から『法学概論』の「時代別縦割りの第1次案と、項目毎分類からはじまる横割りの第2次案と、どっちがいいか、とのお尋ねを私が受けたのは46年の年の瀬であった」という。⁽¹²⁶⁾

そして同じ時に拝見したあの巻物風の大年表の生い立ちをうかがって、この著述への先生の思い入れの古さに、ますます感を深くしたことであった。そう思えば「現代日本小史（下）」（矢内原忠雄編・みすず書房・昭和27年。【469】）と「戦後日本小史（下）」（同編・昭和35年・東大出版会）とに先生が書かれた法律史も、この仕事の源流というよりはむしろ折り返し点であったかもしれない。

『戦後日本小史』に関して、編者の矢内原忠雄は、上巻の「はしがき」で次のように述べている。⁽¹²⁷⁾

その〔昭和27年『現代日本小史』の〕続編として太平洋戦争以後最近にいたるまでの小史をば、民主主義の進展とその困難という同じ視角から、同じ執筆者によって著述し、一書にまとめて世におくる企画が、前著出版の時からすでに立てられていた。執筆者がいずれも多忙であるため、容易に原稿が集まらなかったが、このたびようやく総説（矢内原）、経済（大内）、および労働（大河内）の3篇がまとまったので、取りあえず『戦後日本小史』上巻として印刷に附することとした。政治（岡）、法律（我妻）、および教育（海後）の3篇も、原稿が出そろい次第、本書の『下巻』として出版されることになっている。

『下巻』収録の我妻栄「法律」⁽¹²⁸⁾の章立ては以下のとおりで、基本的には前著『現代日本小史』（【469】）の構成をそのまま受け継いでいることが分かる。

(125) 「（座談会）人間・我妻栄を語る」『特集：我妻法学の足跡』前掲Ⅰ注（37）59頁。田中二郎は、「（座談会）我妻栄先生の学問と業績」同93-94頁でも、「いつごろのことか、はっきりとは存じませんが、先生は、巻物にした法学年表ともいべきものを作っておられまして、それをみますと、昔から最近に至るまでの法制度の発展とか法令の制定改廃のあとをたどることが出来ます。先生は折に触れ、それをご覧になりながら、それぞれの時代の背景を考え、資本主義社会の発展とこれに伴う法制度の発達を眺め、ご自分の構想を持っておられたのではないかと思います」と述べている。

(126) 唄孝一「我妻先生と法学概論」法律学全集「栞」55号（昭和49年）1-2頁。

(127) 矢内原忠雄（編）『戦後日本小史・上巻』（東京大学出版会、昭和33年）「はしがき」2頁。

(128) 我妻栄「法律」矢内原忠雄（編）『戦後日本小史・下巻』（東京大学出版会、昭和35年）375頁。なお、大村敦志=小粥太郎『民法学を語る』（有斐閣、平成27年）97頁〔大村〕、167頁〔大村〕参照。

- 第一章 序説
- 第二章 基本的人権の保障
- 第三章 三権分立と司法権の作用
- 第四章 警察制度と刑事裁判手続
- 第五章 身分関係
- 第六章 財産関係
- 第七章 社会福祉制度

イ 昭和43～45年『日本政治裁判史録』

【487】 このほか、我妻の法律史関係の業績には、昭和46年の毎日出版文化賞特別賞受賞作『日本政治裁判史録』全5巻（第一法規、昭和43年11月～昭和45年11月）がある（【141】）。

同書に関して、唄孝一は「たしか第一法規が明治100年かの記念に何かいい企画がないかといっているときに、先生からいい出されたのじゃなかったでしょうか」と述べているが⁽¹²⁹⁾、かつて我妻宅に寄宿していた第一法規の大熊敏和によれば、同書の出版経緯は次のようなものであった。⁽¹³¹⁾

1966〔昭和41〕年9月、故我妻栄先生と私共（第一法規）との間で「裁判史録」の企画がもちあがった。我妻先生は言下に「面白そうな素材だが、僕の手には余る。辻〔清明〕君に相談して彼がいいと言ったら僕も考える。話は自分でするから」ということになった。話は早かった。辻先生がお引受け下さり、編集委員として故林茂先生、団藤重光先生にご承諾をいただき、翌1967〔昭和42〕年2月には早くも第1回の編集会議を開くことができた。後日、辻先生から伺ったところ、我妻先生のお話があった折、研究、お仕事と多忙だったので、ほとんどお断りしたいお気持ちだったとのこと。「しかしねえ、天下の我妻先生が乗り気で話をされては、わしも断り切れませんよ」と苦笑されていた。まさに企画の成否にかかわる点だっただけに、ゾォーとした気持ちになった覚えがある。

なお、大熊によれば、『裁判史録』の編集代表者名を必要とすることがあった。

(129) 「(座談会) 我妻栄先生の学問と業績」『特集：我妻法学の足跡』前掲Ⅰ注(37)101頁。

(130) 大熊敏和「先生のお伴」『追想の我妻栄』前掲Ⅰ注(63)341頁。なお、林茂「我妻先生と『日本政治裁判史録』」『特集：我妻法学の足跡』前掲Ⅰ注(37)139頁も参照。

(131) 大熊敏和「一編集子の想い出」『回想の辻清明』前掲Ⅰ注(111)128-129頁。

辻先生は『京都人はいつも2番目にいて、1番目には出たがらんですよ』といわれ、結局我妻先生おひとりの名前となった⁽¹³²⁾という。

ウ 昭和49年『法学概論』

【488】 我妻の遺著『法学概論』について、唄孝一は「往年の作品『現代日本小史法律史』（昭和27年）を質的にも量的にも拡大したものを意図されていたのでしょうか」と述べていたが（【43】）、『法学概論』の章立ては以下のとおりで、『現代日本小史』（【469】）・『戦後日本小史』（【486】）に存在していた「財産関係」と「社会福祉制度」の章に相当する部分は、最後の章（第六章）として予定されながら執筆には至らなかった⁽¹³³⁾。

第一章 総説

第二章 基本的人権の保障

第三章 統治の機構

第四章 治安維持の機構

第五章 家族の共同生活

この第六章の不存在こそが、『法学概論』の位置づけを不明瞭にしている原因であり、第六章が完成していれば、同書は「債権の優越的地位」→（『新法律の解説』『新法令の研究』／『民法大意』）→『経済再建と統制立法』→『現代日本小史』→『戦後日本小史』と続く我妻の終生の研究テーマ「資本主義の発達に伴う私法の変遷」の集大成となっていただろう。

なお、唄孝一は、「民法一筋」の道を行ってきたはずの我妻が「『早すぎた文化勲章⁽¹³⁴⁾に報いるために』というような言葉とならんで『単なる民法学者ではないことを

(132) 大熊敏和・前掲注(131)129頁。

(133) 「最後の第六章で、おそらく企業の活動・経済的取引とか独占禁止とかいろいろな問題を論ずるつもりでおられたようです。」「（座談会）我妻栄先生の学問と業績」【特集：我妻法学の足跡】前掲I注(37)94頁〔田中二郎〕。

(134) 我妻の文化勲章受章は昭和39年のことであり（【44】に「昭和42年70歳」とあるのは「昭和39年67歳」の誤り。昭和39年の受賞者は茅誠司（物理学）・大仏次郎（小説）・藪田貞治郎（農芸化学）・吉田五十八（建築）・我妻栄（民法）の5名。【220】）、『法学概論』の執筆開始（昭和46年暮れないし47年1月）より、かなり前の話である。

なお、文化勲章（昭和12年2月11日勅令第9号「文化勲章令」に基づく）を受章した法律学者は、①中田薫（昭和21年）が最初で、以下、②牧野英一（昭和25年）、③佐々木惣一（昭和27年）、④田中耕太郎（昭和35年）、⑤我妻栄（昭和39年）、⑥小野清一郎（昭和47年）、⑦横田

示すために》とさえいわれました。そのとき私は私の耳を疑ったことでした」と述懐していたが、一方、新川正美は次のように述べていた（【43】）。

先生は、いつも二つのことを目指しておられた。その一は専門の民法の体系書であり、その二は、資本主義における私法の変遷である。前者の中心をなすものはもちろん「民法講義（既刊8冊、岩波書店）であり、後者の代表的なものは「近代法における債権の優越的地位」（有斐閣）である。

「法学概論」は後者の系統に属しながらも、さらに一步出たものではないだろうか。いつ頃からいわれだしたか知らないが、先生はよく、「俺は単なる民法学者ではないよ」ということをいっておられた。「法学概論」は正に先生が単なる民法学者ではないことを示している。そして先生は、「自分は、憲法問題研究会で法律学者以外の方たちの考え方を聞いたり一緒に研究を進めたりして、ずい分教えられるところが多いし、この概論にもその影響は強く受けているよ」ともいわれていた。

（3）我妻法学の「花模様」

【489】『法学概論』の内容に強い影響を与えたとされる「憲法問題研究会」は、我妻栄法学の第4期を彩る最も派手やかな「花模様」であるが（【42】）、東大停年退官の翌年（昭和33年）発足の同会は、前年（昭和32年）に岸信介内閣が設置した「憲法調査会」の存在を念頭に置くものであった。

ア 昭和32年

（ア）憲法調査会への勧誘

【490】終戦後、A級戦犯容疑者として巣鴨プリズンに収監された49歳の岸⁽¹³⁵⁾は、昭和23年12月24日釈放（52歳）、昭和27年4月28日追放解除（56歳）の後、翌昭和28年

喜三郎（昭和56年）、⑧鈴木竹雄（平成元年）、⑨石井良助（平成2年）、⑩大隅健一郎（平成5年）、⑪団藤重光（平成7年）、⑫伊藤正己（平成11年）、⑬三月月章（平成19年）、⑭小田滋（平成24年）、⑮塩野宏（平成27年）と続く。

(135) 岸信介＝矢次一夫＝伊藤隆「岸信介の回想」（文芸春秋、昭和56年……〔再刊〕文芸春秋ライブラリー、平成26年）「資料10：獄中日記（自昭和23年9月23日至昭和23年12月23日）」349頁「10月13日（水）晴」条には、「三輪〔寿社。【47】【228】〕君は今月の信和〔岸の長男〕に代って面会に来たもので先般行はれた訊問の内容等を詳細に連絡し置く。我妻君はじめ同窓の諸君の消息を詳細に聞く」とある。

(136) 岸は、追放解除の前、「三輪君に、俺は追放解除になったら国会に出ようと思うんだが、ついでには社会党に入党したいと申し入れたんだ。三輪君をはじめ社会党の連中は真面目にこれを研究してくれたんです。しかし社会党幹部の連中は岸の入党は許さない、つまり駄目だというんだ。鮎川義介君なら入れてもいいという話だった。これは真面目な話だったんだよ。原彬

4月総選挙で衆議院議員となり、昭和29年12月～31年12月の鳩山一郎内閣時代には党幹事長として鳩山を支え、続く石橋湛山内閣の外相に就任、病に倒れた石橋の後を襲って昭和32年2月25日第56代内閣総理大臣の座に就いていた。

【491】 一方、「憲法調査会」は、鳩山内閣時代の昭和31年6月11日法律第140号「憲法調査会法」に基づき内閣に設置が認められた組織であるが、社会党の不参加表明のため棚ざらしとなり、岸内閣時代の昭和32年になってようやく委員の人選が開始された。我妻の文章には次のようにある。⁽¹³⁷⁾

憲法10周年の記念会で講演するために大阪に行く途中（昭和32年5月2日夜）偶然岸総理と同じ汽車に乗り合わせた。その車中の雑談——

宮沢〔俊義〕君がどうしても引き受けてくれないので、周囲の者の中には君（我妻）を頼めというものもあった。しかし、民法ならともかく、憲法に引っぱりだすのはいかんとおさえた。⁽¹³⁸⁾

同年3月末に東大を停年退官していた我妻は、その後6月15日から長期にわたり妻・緑とともに欧米旅行に出るが、唄孝一によれば⁽¹³⁹⁾——

32年定年後にアメリカをかなり長く旅行されているときに、アメリカの行く先々へずいぶん電報が来て、憲法調査会への勧誘があったそうです。これは当時アメリカに息子さん〔長男・洋〕がおられたりしたので多少その事情を聞いたのですが、ずっと考えておられて結局「俺は断るよ」ということだったようです。憲法調査会自体はたしか先生が帰られる前に動き出しており、その委員のなかの良心的な方が議決方式などでかなり

久・前掲注（67）90頁。なお、222-223頁も参照。

(137) 我妻栄「(身辺雑記) 憲法調査会長」ジュリスト131号（昭和32年6月）89頁……『法律随想——身辺雑記（1）』前掲Ⅲ注（10）49頁。

(138) 〔七戸注〕読売新聞昭和32年4月26日朝刊2面「宮沢教授に交渉／首相ら一致／憲法調査会長」、読売新聞昭和32年5月1日夕刊1面「政府、宮沢俊義氏を断念／憲法調査会会長」。宮沢自身は、次のように述べている。「(座談会) 中川先生の人間を語る」『中川善之助——人と学問』前掲Ⅶ注（90）73頁「憲法調査会ができたときに、中川君はあれには入る。私は、あれは断わると言ったのです。蟬山君が私の家へわざわざ来まして、断わるのはおかしい、是非入れといっただけですけども、それは意見の相違でやむを得ない、というので分かれたのです。中川君とは電話で話しまして、自分は入る。清宮君は、電話で、これは自分には入らない、頼まれたけれども入らない。しかし中川君は入るといっているので、それで中川君と分かれたのですが、しかし中川君は調査会内部でしきりに少数意見をはいた。同じ目的のために努力したのですけれども、やり方が違いました。」

(139) 「(座談会) 人間・我妻栄を語る」『特集：我妻法学の足跡』前掲Ⅰ注（37）69頁。

抵抗をしておられたことでもあるので、我妻先生もあるいは帰国されたら入られるのではないかという予想もありました。先生の従来の筆法から考えると、むしろ中へ入って、そして意見は違っても、少数でもできるだけ努力するというみちをとられるのではないか、また自分が入ることによって全体の色合いも変えるというふうな自信も持たれてそうされるのではないかというふうに思っていたのです。ところがそうではなかったのですね。私は率直にいて意外に感じたことを覚えているわけです。

(イ) 昭和32年8月「憲法調査会」発足

【492】 唄孝一の言にもあるように、憲法調査会の第1回会合が首相官邸で開催されたのは、我妻夫妻が外遊中の昭和32年8月13日のことで、会合では、会長には高柳賢三、副会長には矢部貞治が選出された。

また、「委員のなかの良心的な方が議決方式などでかなり抵抗をしておられた」のは、中川善之助と巖山政道で、2人は会議の冒頭、多数決決定に断固反対の主張を貫き通し、その結果、改憲意見を多数決で押し切ることはできなくなった。⁽¹⁴⁰⁾

一方、我妻に関しては、同年12月の新聞報道に「岸首相は、現在法律制度視察のため渡米中の東大名誉教授、法務省特別顧問我妻栄氏が9日帰国するので帰国早々直接我妻氏と会って再び憲法調査会委員就任を強く要請する予定である」とあったが、⁽¹⁴¹⁾その後の新聞報道には、次のように⁽¹⁴²⁾ある。

かねて政府から憲法調査会委員になるよう要請されていた東大名誉教授我妻栄氏は、9日午後海外視察旅行から帰国したが、羽田空港で「岸首相からも個人的に要請電報をもらったが私としては引受けるつもりはない。今後政府から改めて依頼があってもこの考えは変わらないだろう」と辞退の意思を明らかにした。

同教授の引出しについて政府は強い執着を持ち、調査会発足後もポストを一つ空けて帰国を待っていたものである。

以降も政府は委員ポストを埋めずに我妻と交渉を続けるが、⁽¹⁴³⁾我妻が憲法調査会に

(140) 中川善之助「憲法調査会回想録——私はそこで何をしたか」『人と家と法——中川善之助随筆集』（第一法規、昭和42年）162頁、佐藤功「中川先生と憲法調査会」『中川善之助——人と学問』前掲Ⅶ注（90）178頁、大友一郎「憲法調査会における巖山先生」『追想の巖山政道』前掲Ⅰ注（96）141頁。

(141) 読売新聞昭和32年12月2日朝刊1面「我妻教授へ再要請／首相、直接説得へ／憲法調査会委員就任」。

(142) 朝日新聞昭和32年12月10日朝刊2面「我妻教授辞退／憲法調査会委員の委嘱／憲法調査会」。

参加することは、ついになかった。

イ 昭和33年

（ア）昭和33年6月「憲法問題研究会」発足

【493】 翌昭和33年、大内兵衛・茅誠司・清宮四郎・恒藤恭・宮沢俊義・矢内原忠雄・湯川秀樹・我妻栄の8人が発起人となって結成されたのが「憲法問題研究会」であり、同年6月8日発足当日の新聞記事には、次のようにある。⁽¹⁴⁴⁾

憲法問題研究会は8日午後1時半東京神田の学士会館で初会合を開き発足した。東大
学長茅誠司氏ら8人の発起人が、参加を要請した46人の法律、政治、自然科学者のう
ち、憲法調査会委員の蠟山政道氏（お茶の水大学長）を除く45人が参加しており、内
閣の憲法調査会に対抗して、学問的立場から現行憲法の解釈を行う。

激怒したのは、憲法調査会を主催する政府側で、岸内閣の官房長官であった愛知
揆一は、『「研究会」が憲法調査会に対抗してつくられるものならば、とんでもない
話だと思う。さきに政府は『研究会』の発起人に名を連ねている宮沢、我妻両氏に
憲法調査会の委員になるようお願いしたところ両氏とも『いま憲法調査会に入るこ
とは政治にまきこまれるから……』と断ってきた。それなのにこんど憲法調
査会と政治的に対抗するようなものをつくろうというのは全く理解できない。学者
としての良識を疑いたいほどだ』とコメントしている。⁽¹⁴⁵⁾

なお、我妻の参加の経緯について、鈴木竹雄は、大内兵衛の勧誘ではないかと推
測していたが⁽¹⁴⁶⁾、宮沢俊義は次のように述べている。

はじめ丸山真男君たちに頼まれて、ぼくから、我妻栄・横田喜三郎の両君の意見を
徴することとした。まず、我妻君に話してみた。かれは、非常に熱心に賛成してくれ
た。横田君は、その時日本にいなかったので、帰ってから、話した。しかし、ことわ
られた。さきの平和問題懇談会⁽¹⁴⁷⁾のときの経験が少々気に入らないということだった。

(143) 読売新聞昭和32年12月13日朝刊2面「(政界メモ) 政府、我妻教授と根くらべ」。

(144) 読売新聞昭和33年6月8日夕刊1面「憲法問題研究会が発足」。なお、朝日新聞昭和33年6月9日朝刊1面「初会合開く／憲法問題研究会」、読売新聞昭和33年6月9日朝刊1面「世話人代表に大内氏／憲法研究会の初総会」も参照。

(145) 朝日新聞昭和33年5月30日朝刊1面「“学者の良識疑う”／愛知長官『研究会』に反論」。

(146) 宮沢俊義「我妻君ゆく」前掲Ⅱ注(93)221頁……〔再録・改題〕宮沢俊義「enlightened despot」『追想の我妻栄』93頁。

(147) 〔七戸注〕「平和問題懇談会」は、昭和23年岩波書店・吉野源三郎の清水幾太郎・久野収らへの声かけを発端に発足した社会科学者の団体であったが、団体の性格・方向性をめぐって政治

むりもないと引っこんだ。

(イ) ルーズリーフ「憲法問題研究会」

【494】 一方、研究会での我妻について、辻清明は、次のように語っている。⁽¹⁴⁸⁾「他の分野の研究に対しては、実に謙虚であった。研究会における会員の報告について、いつも分厚い黒表紙のノートを取り出し、克明にメモを取り、それに基づいて率直な質問をされた。そして、その質問は、ときに執拗をきわめるほどであった」。

我妻の「メモ魔」ぶりについては、誰もが口々に語る場所であるが、辻のいう「分厚い黒表紙のノート」については、現在では「(近現代資料データベース) オンライン版・我妻栄関係文書」〔42〕で閲覧できる。該当する資料は、背表紙に「憲法問題研究会Ⅰ」「憲法問題研究会Ⅱ」と手書された2穴ルーズリーフ2冊で、データベースの資料番号・資料名は次のとおりである。

① 資料番号：【1】-1-3-1)-1

「ルーズリーフ憲法問題研究会Ⅰ」(昭和33年7月12日～昭和39年12月19日)

② 資料番号：【1】-1-3-1)-2

「ルーズリーフ憲法問題研究会Ⅱ」(昭和40年1月16日～昭和46年2月13日)

【495】 以下では、このうちの①「憲法問題研究会Ⅰ」の内容を、岸内閣による安保改定の動きと突合しながら読み進めてゆくことにする。⁽¹⁵⁰⁾

運動派(清水幾太郎ら)と思想運動派(丸山真男ら)の対立があり、昭和32年6月の憲法問題研究会発足を機に発展的に解消した。

(148) 辻清明「憲法問題研究会と我妻先生」世界337号(昭和48年12月号)224頁。さらに辻は、次のようにも述べている。「研究会への参加は、先生の永い研究生活において、ひとつの転機でもあった、と嘗て私に洩らされたことがある。この夏前のことだったとおもう。以前に私の書いた論文について触れられたことがある。専門のちがう問題なので訝しがった私に、『ぼくはいま、前から約束のある「法学概論」を書いている。それには研究会で教わったいろいろな成果を生かそうとおもっている。こんど書く奴は、民法学者の書いた法学概論じゃないよ。見ておってくれ』と多少得意気に語られた」(224頁)。なお、唄孝一「涙滂沱として」辻清明追想集刊行会(編)『回想の辻清明』前掲Ⅰ注(111)65-66頁も参照。

(149) 「(座談会)人間・我妻栄を語る」『特集：我妻法学の足跡』前掲Ⅰ注(37)59頁〔田中二郎〕、69頁〔唄孝一〕、「(座談会)我妻栄先生の学問と業績」同98頁〔川島武宜〕、松坂佐一「得難い先輩」同143頁。

(150) なお、「(近現代資料データベース)オンライン版・我妻栄関係文書」中には、他にも貴重な資料が含まれており、たとえば「憲法問題研究会世話人ファイル」〔資料番号〕【1】-1-3-11)-1～3〔資料名〕「憲法問題研究会世話人資料(我妻出版資料を含む)」(昭和33年5月～昭和40年11月17日)中には、発起人から茅誠司の名が消され、送付先から中川善之助・横田喜三郎・巖山政道の名が消された招請文がある。

〔昭和33年：続〕

- 6月12日——第2次岸内閣成立。
- 7月12日——憲法問題研究会「第二回 1958・Ⅶ・12」、「佐藤功——憲法調査会〔における審議の経過〕」、「鶴飼信成——発表された改正案の分析〔日本国憲法改正案の検討〕」。
- 9月12日——藤山・ダレス安保条約改定合意。
- 9月13日——憲法問題研究会「第三回 (33・Ⅸ・14)」、⁽¹⁵¹⁾「中村哲——憲法擁護の諸運動〔憲法擁護運動の経過〕」、「木戸〔城戸又一〕——憲法改正に関する国民の憲法意識の変遷」。
- 10月4日——岸内閣、安保条約改定交渉開始。
- 10月8日——岸内閣、警職法改正法案を国会に提出。安保改定と連動した法案提出であったが、反対運動が全国で展開されることとなる。
- 10月11日——憲法問題研究会「第四回 (33・Ⅹ・11) 於法政大学総長会議室」、「久野取〔「日本国憲法の論理学」〕」。
- 11月8日——憲法問題研究会「第五回 (33・Ⅺ・8) 於社研会議室」、「宮沢〔俊義〕／明治から大正にかけての上杉美の部〔美濃部〕論争」。
- 11月22日——警職法改正法案、審議未了により廃案となる。⁽¹⁵²⁾
- 11月27日——皇室会議（岸首相主宰）、皇太子明仁親王と正田美智子の婚約決定。⁽¹⁵³⁾
- 12月13日——憲法問題研究会「第6回 (Ⅻ・12) ——「入江〔啓四郎〕君（真野〔毅〕氏病気）／安保条約〔改訂問題〕」。⁽¹⁵⁴⁾
- 12月18日——憲法問題研究会「世話人会」（昭和33・Ⅻ・18）我妻・安江〔良介〕・鶴飼〔信成〕・辻〔清明〕・佐藤〔功〕・木戸〔城戸又一〕。

(151) 我妻メモの日付は「14日」であるが、同日は日曜日なので、『憲法問題研究会メモワール(上)』前掲Ⅰ注(109)11頁記載の「13日(土)」が正しい。

(152) 我妻栄「岸総理に望む」ジュリスト167号(昭和33年12月)19頁……〔所収〕『身辺随想——身辺雑記(2)』前掲Ⅱ注(26)83頁。

(153) 我妻栄「皇太子妃きまる」ジュリスト169号(昭和34年1月)51頁……〔所収〕『身辺随想——身辺雑記(2)』前掲Ⅱ注(26)144頁。

(154) 我妻メモの日付は「12日」であるが、同日は金曜日なので、『憲法問題研究会メモワール(上)』前掲Ⅰ注(109)37頁記載の「13日(土)」が正しい。

ウ 昭和34年

- 1月17日——憲法問題研究会「第7回（昭和34・I・17）（真野〔毅「最高裁が取扱った憲法問題の概要」〕）」。
- 2月14日——憲法問題研究会「第8回——家永〔三郎〕（明治10年代の憲法草案〔憲法思想〕）」。
- 3月7日——鳩山一郎、⁽¹⁵⁵⁾死去。
- 3月14日——憲法問題研究会「第9回（野村平爾〔「ILO条約批准と憲法問題」〕）」。
- 4月10日——皇太子明仁親王・正田美智子、成婚。
- 4月18日——憲法問題研究会「第10回 中野好夫〔「国民の憲法意識に関する調査について」〕」。
- 5月3日——憲法問題研究会「第1回憲法記念講演会」（千代田公会堂⁽¹⁵⁶⁾）。
- 5月9日——憲法問題研究会「第十一回」「占領初期における政党その他の帝国憲法改正案と世論の動向（佐藤功）」
- 6月18日——第2次岸信介改造内閣。
- 6月13日——憲法問題研究会〔第12回〕。我妻メモなし。我妻栄「家族制度に関する憲法改正論について」。
- 7月11日——憲法問題研究会〔第13回〕「昭和34年・Ⅶ・11 宗像誠也『教育行政権と価値観』」、「大内欠席。我妻司会」。
- 9月12日——憲法問題研究会〔第14回〕。我妻メモなし。戒能通孝「警察権」。
- 10月24日——憲法問題研究会〔第15回〕「昭和34・X・24 清水幾太郎／安保改定阻止の運動」
- 11月14日——憲法問題研究会〔第16回〕「昭和34・XI・14 安保改定問題」、佐藤功「安保条約と憲法との関係」、メモには「今回の報告は、安保改正は憲法と関係するところが大きいから研究会としては取り上げねばならぬ」とある。

(155) 我妻栄「鳩山一郎さん」ジュリスト175号（昭和34年4月）19頁……〔所収〕『身辺随想——身辺雑記（2）』前掲Ⅱ注（26）87頁、我妻栄「鳩山一郎さんと鈴木秀子五段」囲碁クラブ6巻5・6号（昭和34年）……〔所収〕『民法と五十年——身辺雑記（4）』前掲Ⅰ注（115）3頁。

(156) 登壇者は大内兵衛・宮沢俊義・桑原武夫・我妻栄。我妻の講演「私たちの役割」は、世界163号（昭和34年7月号）226頁に掲載……〔所収〕『民法と五十年——身辺雑記（4）』前掲Ⅰ注（115）276頁。

- 11月27日——安保阻止第8次統一行動、デモ隊2万人が国会構内に突入。
 - 12月5日——憲法問題研究会〔第17回〕「昭和34・XII・5（於学士会）安保問題
続き」。佐藤功=辻清明「安保条約改定について」。
 - 12月16日——砂川事件最高裁判決。⁽¹⁵⁷⁾
- エ 昭和35年
- 1月6日——日米安保条約および行政協定改定の日米交渉妥結。
 - 1月9日——憲法問題研究会〔第18回〕「1960 1月9日（土）」。1月15日開催
の「安保問題講演会」と「声明書」の打ち合わせ。
 - 1月15日——憲法問題研究会「安保問題講演会」（千代田公会堂）。登壇者は、大
内兵衛「開会の辞」、田畑茂二郎「自衛権の陥穽」、久野取「軍縮の流れに逆らう
もの」、我妻「閉会」⁽¹⁵⁸⁾の辞」。
 - 1月16日——岸首相、新安保条約調印のため渡米。
 - 1月19日——岸首相、ワシントンでアイゼンハワー大統領と新安保条約調印。
 - 1月20日——日米首脳会談、アイゼンハワー大統領の訪日決まる。
 - 2月6日——憲法問題研究会〔第19回〕「昭和35・II・6——砂川判決」、佐藤功
「砂川事件と憲法」、入江啓四郎「国際法からみた砂川判決」。
 - 3月5日——憲法問題研究会〔第20回〕「昭和35・III・5」、「竹内〔好「日中関係
と中国問題」〕⁽¹⁵⁹⁾」。
 - 4月9日——憲法問題研究会〔第21回〕「IV・9（土）大河内〔一男「日本におけ
る労働組合運動をめぐる問題」〕」。
 - 5月3日——憲法問題研究会「第2回憲法記念講演会」（虎の門共済会館）。我妻
の登壇はない。
 - 5月10日——外務省、アイゼンハワー大統領の訪日を6月19日から5日間と発
表、新安保条約の自然成立⁽¹⁶⁰⁾のリミットは5月20日となった。

(157) 最（大）判昭和34・12・16刑集13巻13号3225頁。

(158) 講演記録として、我妻栄「砂川事件は終着点ではない」世界171号（昭和35年3月号）138頁
……〔所収〕『民法と五十年——身辺雑記（4）』前掲I注（115）281頁。

(159) この時期の我妻の著作として、我妻栄「条約修正権」ジュリスト198号（昭和35年3月）13
頁……〔所収〕『法律随想——身辺雑記（1）』前掲III注（10）165頁。

(160) 衆議院の可決後、国会休会中の期間を除いて30日以内に参議院の議決がない場合には、衆議
院の議決が国会の議決となる。憲法61条による60条2項の準用。

- 5月14日——〔第22回〕「昭和35・V・14（土）」、宮沢俊義「中国の文字改革」、「安保問題に関する声明発表に至る経緯及び発表の件報告、諒承」。
- 5月19日——午後10時半過ぎ、衆議院本会議開会のベルが鳴るが、社会党議員が衆議院議長室前で座り込みを行い清瀬一郎議長を缶詰状態にしたため、警官隊の導入を要請して社会党議員を排除し50日間の会期延長を議決、いったん散会后、20日午前零時5分に本会議を再開して改定安保条約関係案件を一気に可決した。
- 5月26日——「安保改定阻止国民会議」全国統一行動。しかし、28日の記者会見で安保反対デモについての意見を問われた岸首相は、国民の大部分の「声なき声」にも耳を傾けなければならぬと返答（デモ隊が取り巻いている国会からわずか3～4キロ隔てた後楽園では何万人もの観客が野球を観戦しているし、1キロばかり離れた銀座では若い男女がいつものように歩いているじゃないか、とも）。
- 6月4日——安保改定阻止国民会議「6・4統一行動」、「岸反動内閣を倒せ」のスローガンを掲げてデモ。
- 6月5日——朝日新聞朝刊に、我妻栄の文章が掲載される。「今日、君に残された道は、ただ一つ。それは直ちに政界を退いて、魚釣りに日を送ることです」「長い間とは申しません。三年くらい、魚を釣って暮らそうじゃありませんか」の語りかけが評判を呼ぶ。⁽¹⁶¹⁾
- 6月6日——憲法問題研究会「昭和35年6月6日（臨時会合）」、「5月19日の政府の安保改定強行採決に対して、5月3日の当会声明との関連において、会として何らかの意思表示を表明するか否かについて協議した。その結果『民主政治を守る講演会』を6月12日に都市センターホールで開くことを決定、その席上、衆議院は即時解散し、安保改定と強行採決に対する民意を問うべき旨の声明書を発表することに決定した」。
- 6月10日——ハガチー事件。羽田空港で、アイゼンハワー大統領訪日の日程協議で来日したジェームズ・ハガティ大統領報道官がデモ隊に包囲され、アメリカ海兵隊のヘリコプターで救出される。
- 6月11日——安保改定阻止国民会議「第18次統一行動」初日。

(161) 我妻栄「岸信介君に与える」朝日新聞昭和35年6月5日朝刊2面……〔所収〕『身辺随想—一身辺雑記（2）』前掲Ⅱ注（26）99頁、『興議館世紀』前掲Ⅲ注（84）340頁。

- 6月11日——憲法問題研究会〔第23回〕「昭和35年6月11日（土）」、谷川徹三君〔「天皇制について」〕。
- 6月12日——憲法問題研究会「民主政治を守る講演会」（東京平河町・都市センターホール）、大内兵衛・鶴飼信成・竹内好・南原繁・丸山真男・宮沢俊義に続いて最後に演壇に立った我妻は、「私は宗教心がないものですから、魚を釣れと言うわけでありませう」と語り、拍手喝采を浴びる⁽¹⁶²⁾。
- 6月15日——全国111組合、580万人が「6・4統一行動」に続く第2波の大規模な抗議行動「6・15統一行動」を展開。東京では全学連7000人が夜6時すぎと7時すぎの2回にわたり国会構内に突入して警官隊と大乱闘となり、双方に多数の負傷者を出す中で、東大文学部学生の樺美智子（22歳）が死亡した。

オ 岸信介内閣の退陣

【496】「樺美智子」の名は、我妻『法学概論』にも登場する⁽¹⁶³⁾。

同日の岸信介は、「傍に張り付いていた記者によると、その日も、側近たちと息抜きに〔首相官邸〕地下の喫茶室で巨人戦を食い入るように見つめていたが、ちょうどそのとき、デモ隊の中にいた東大生の樺美智子が死んだ、という報が飛び込んできた。このときはさすがに、『そうか』と眩くと、沈痛な面持ちで執務室に戻っていったそうである⁽¹⁶⁴⁾」。

一方、第2次岸内閣の官房長官・椎名悦三郎とその秘書官・福本邦雄（福本和夫の長男。【242】）は、赤坂の料亭で新聞記者と懇談していた。福本によれば――、

その席に、朝日新聞の記者から「いま東大の女子学生がデモ隊に巻き込まれて、圧死した」という電話があったんです。それで、私は椎名さんに、「ともかく、私の過去の経験から言うと、人死にがあると、デモは火のように燃え上がる。まして東大の女子学生が死んだとなると、これは一層止められなくなります。だから、すぐ深夜の閣議を召集して、そこでとりあえず、ともかくデモを沈静化させるために、『樺美智子の死を悼む、女子学生の死を悼む』という声明を出してくれ」と言ったんです。そ

(162) 我妻栄「民主政治家の責任」世界176号（昭和35年8月号）363頁……〔所収〕『民法と五十年——身辺雑記（4）』前掲I注（115）292頁。

(163) 我妻栄『法学概論』【43】69頁。

(164) 太田尚樹『満州裏史——甘粕正彦と岸信介が背負ったもの』（講談社文庫、平成23年）54頁。

(165) 福本邦雄『表舞台、裏舞台——福本邦雄回顧録』（講談社、平成19年）23-24頁。

ばにいたのは、産経の政治部長の吉村克己君だと思っただけけれど、私が口述した「女子大生の死を悼む」という文句を吉村君に書いてもらった。そのメモを持って椎名さんに官邸に急行してもらって、深夜の閣議を召集した。

その日の閣議は、ずいぶん長引いたんです。げっそりした顔をして椎名さんが出て来たので、「どうしたんですか」と訊いたら、「ひどい目に遭ったよ。『こんな、女子学生の死を悼むなどという生温い声明文を出そうなんて、官房長官、一体何を考えているんだ』と言われて、その弱腰を、散々突き上げられた」と言う。「特に、池田勇人（通産大臣）と佐藤（栄作・大蔵大臣）が強硬で、『これは国際共産主義の陰謀なんだ。だから、全警察力を上げて、断固粉碎すべきだということ、何故書かないんだ』と言われた」と言うんだ。それで、後半にその文章を付け加えたと言う。

「じゃあ、文章を見せて下さい」と言ったら、見せてくれた、そうしたら、前半が私の文章で、後半が池田と佐藤の「国際共産主義の陰謀を断固粉碎せよ」という文になっているんです。だから、つぎはぎの声明文なんです。

岸内閣が緊急閣議声明を発表したのは同日深夜（正確には翌16日午前1時30分）、当時岸派の番記者であった読売新聞の渡邊恒雄は、この声明文を書いたのは自分であると述べており、彼の証言は福本とはずいぶん違う⁽¹⁶⁶⁾。

それで女子学生が死ぬという悲劇が起こった。内閣としてもこの騒乱に対応しなければならぬことになり、政府声明を発表することになった。ところが岸さんは原稿なんか書けない。だから椎名さんに書けと言う。だけど椎名さんも書けない。それで今度は福本に回ってきたわけだ。

しかし、福本は話すことは達者だったんだけど、元々は経済が専門で政治的声明のようなものを書くのは苦手だったんでしょうね。ほくに「書いてくれ」と言うんだよ。だから、首相官邸裏の官房長官官舎で、僕は政府声明を書きましたよ。そしてその原稿が閣議にかかる。結局、一行を除いて全文そのまま政府声明として、発表されることになるんだ。

…… [略] ……。

この一行には、「樺美智子さんの遺族には誠にお気の毒である」あるいは「弔意を

(166) 『渡邊恒雄回顧録』（中央公論新社・中公文庫、平成19年）213-214頁。

表する」といったようなことを書いていたんだ。そこだけが閣議で、「なんで遺族に弔意を表す必要があるんだ」という意見が出て削除されたいらしい。娘を殺された親の気持ちは思っただけでやるべきなんだけどね。

その後、岸は、16日午後4時から臨時閣議を開き、19日に予定されていたアイゼンハワー大統領の訪日の延期をアメリカ側に要請することを決定。この時点で、岸は、安保条約の発効を見届けた段階で総理を辞める意思を固めていた。⁽¹⁶⁷⁾

条約は参議院の議決がないまま6月19日の満了で自然成立し、新安保条約の批准書交換（＝条約発効）日の6月23日に岸は退陣を表明、7月14日池田勇人の自民党総裁就任の翌15日に岸内閣は総辞職し、19日第1次池田内閣が成立した。

【497】 なお、「岸政権については、安保のイメージが強いが、今日に連なる社会保障・経済政策を打ち出している」⁽¹⁶⁸⁾。

一方、岸の性格に関して、三島由紀夫は、樺美智子の死から10日後の新聞紙上で「小さな小さなニヒリスト」と評している。「民衆の直感というものは恐ろしいもので、氏が『小さなニヒリスト』であるということは、その声、その喋り方、その風貌、その態度、あらゆるものからにじみ出て、それとわかってしまうのである」⁽¹⁶⁹⁾。原彬久も、「一口に言えば、岸は権力のニヒリストじゃないかと思います」と評しており、⁽¹⁷⁰⁾岸が晩年に語った長寿の秘訣「転ぶな、風邪を引くな、義理を欠け」を、いかにも岸らしい人を喰った物言いと受け取る向きも多い。

だが、昭和44年の安孫子理兵衛（【238】）の死去や、翌昭和45年の田代重徳（【231】）の死去に関する資料を読んでゆくと、「義理を欠け」の言葉もまた、「転ぶな」「風

(167) 岸信介＝矢次一夫＝伊藤隆『岸信介の回想』（文芸春秋、昭和56年……〔再刊〕文芸学芸ライブラリー、平成26年）241-242頁、岸信介『岸信介回顧録——保守合同と安保改定』（廣済堂出版、昭和58年）558-559頁。

(168) 安井浩一郎＝NHKスペシャル取材班『吉田茂と岸信介——自民党・保守二大潮流の系譜』（岩波書店、平成28年）90-91頁。「国民年金法の制定による国民皆年金の実現、国民健康保険法の全面改正による国民皆保険の実現、最低賃金法の制定などである。岸は所得再分配を通じた、福祉国家型モデルによる国民統合を志向した。ここに、かつて北一輝の国家社会主義思想に共鳴し、右派社会党への入党を模索した岸の、社会主義的なものへの親和性を指摘する専門家もいる。／また、岸内閣が策定した『新長期経済計画』は、後に池田勇人政権が打ち出す『所得倍增計画』の原型となるものであった。商工省出身岸の面目躍如であろう。

(169) 三島由紀夫「〔学芸〕一つの政治的意見」毎日新聞昭和35年6月25日朝刊7面……〔所収〕『三島由紀夫全集（決定版）31評論6』（新潮社、平成15年）433頁。

(170) 安井浩一郎＝NHKスペシャル取材班・前掲注（168）80頁。

邪を引くな」とまったく同じ、度を過ぎて義理堅い性癖に対して自重を促す戒めのようにも感じられる。赤司卓治(【227】)はいう。「岸はあまりに頭が冴えすぎていて、なすことがずば抜けているので、後年それが誤解されて一面損をしている。彼は唯一の位に坐したがために、彼自身の持ち味をつぶさに曝け出し、善きも悪しきもけじめなく混淆されて、そのため彼に親しく接しない人は、彼の人格や識見について、その真価を誤り伝え勝ちである⁽¹⁷¹⁾」。一高・東大の同級生たちは、岸が首相在任当時にも、三輪寿壮(【47】【228】。昭和31年没)の命日には、三輪家にも知らせず早朝多摩霊園の三輪の墓に詣でていたことを知っている⁽¹⁷²⁾。

(4) 同級生、ふたたび

本連載を終えるに際して、結びに2つの謎解きを試みたい。その1は、岸信介に退陣を勧告した朝日新聞の一文を我妻が書くに至った背景事情であり、その2は、憲法問題研究会の活動や新聞紙上での辞職勧告によって、岸と我妻の関係は断絶したのか、という点である。

ア 「岸君、魚を釣ろう」

【498】 樺美智子の死の10日前の朝日新聞に掲載された「岸信介君に与える」については、我妻の文章の前に、次のような紹介文が存在していた⁽¹⁷³⁾。

岸首相と旧制一高時代からの友で、民法学界の最高権威といわれる我妻栄(わがつま・さかえ)東大名誉教授は4日、『岸信介君に与える』と題した次の手記を本社に寄せた。手記の内容は、かつて首相の戦犯釈放を嘆願したこともある教授が、友人としての立場から“君に残された道はただひとつ”と首相の即時退陣を訴えたもの。新聞紙上にあまり意見を発表したことのない同教授の“君、魚を釣って暮らそう”という忠告は、しみじみとしたひびきをもっている。

我妻の文章は大きな感動を呼び、ライバル紙・読売新聞の3日後の記事に「ツリをして暮らそう」の言葉が引用されたほどで、後の時代の読売新聞記事にも『岸信介君友人として忠告する』——“我妻民法”よりなかせた“岸退陣”のセツセツたる直言⁽¹⁷⁴⁾とあり、昭和48年の我妻の死去を伝える記事には「岸内閣当時、憲法改正

(171) 『三輪寿壮の生涯』【別表V-3】③138頁。

(172) 『三輪寿壮の生涯』【別表V-3】③613頁〔平貞蔵〕。

(173) 朝日新聞昭和35年6月5日朝刊2面・前掲注(161)。

(174) 読売新聞昭和35年6月8日朝刊7面「(短針)岸さんの母」。

のおぜん立てのために作られた憲法調査会の委員就任をガンとして断り、「健全な常識」の筋を貫いた⁽¹⁷⁶⁾、「反骨精神が強く、60年安保改定当時、岸首相に対し『岸信介君に与える』の一文を公表して強引な国会審議を批判⁽¹⁷⁷⁾とある⁽¹⁷⁸⁾。

だが、反骨精神旺盛な憲法問題研究会の闘士という世間の評価は、我妻を栄達から遠ざけた側面もあったようで、昭和35年田中耕太郎後任の最高裁判所長官人事に関しては、「我妻氏については『日弁連や政府、自民党の反対でやや後退した形』だと伝えられる」と報じられ、同年10月横田喜三郎が長官に任命されると、「巷では、我妻栄先生が学友の岸信介首相に厳しい意見を呈したため、最高裁判所長官に推挙されなかった、と噂されていまして⁽¹⁸⁰⁾」。また、昭和37年の臨時司法制度調査会の会長就任がもめた件につき、鈴木竹雄は、「我妻先生が軽井沢で信濃毎日新聞か何かに、戦後強くなったのは女のくつ下と弁護士だといわれたので、弁護士が我妻先生に対して非常に憤慨していたというようなことが、私は響いたのではないかという感じを持ちます⁽¹⁸¹⁾」と述べている。

幼少期以来の従順で優等生的な性格からは想像もつかない変貌ぶりについて、唄孝一は次のように語る⁽¹⁸²⁾。

かくてこの老大家の警世の一言に或いは溜飲を下げあるいは激励をうけた世人は、事があると、先生の発言のあることを期待し願望するようになったのです。そしてまわりの期待に気がつく、それから一步体をはなしつつも、しかしやはりそれにこた

(175) 読売新聞昭和47年1月1日朝刊31面「新版千人評（8・完）」。

(176) 読売新聞昭和48年10月22日朝刊23面「新民法生みの親 死去の我妻氏」。

(177) 読売新聞昭和48年10月22日朝刊1面「我妻栄氏（東大名誉教授、日本学士院会員、法務省特別顧問）死去」。

(178) 一方、本家の朝日新聞も、我妻の人柄を伝えるエピソードとして「魚を釣ろう」の文章を頻繁に使用している。朝日新聞昭和37年8月24日朝刊2面「（人）臨時私法制度調査会会長に内定した／我妻栄」、朝日新聞昭和38年1月24日夕刊2面「（新・人国記）山形県（2）」……〔所収〕『新・人国記2』（朝日新聞社、昭和38年）51-52頁、朝日新聞昭和48年10月23日夕刊1面「（今日の話）我妻さんのこと」。

(179) 読売新聞昭和35年9月15日夕刊1面「よみうり寸評」。

(180) 木原幹郎「遠藤浩先生のこと」遠藤浩先生傘寿記念『現代民法学の理論と課題』前掲Ⅳ注（37）746頁。

(181) 「（座談会）人間・我妻栄を語る」『特集：我妻法学の足跡』前掲Ⅰ注（37）68頁。もっとも、我妻栄「山ろく清談：民法改正 世論を待つ／特に弁護士の積極的発言を」信濃毎日新聞昭和34年7月30日夕刊1面……〔所収〕『法律随想——身辺雑記(1)』前掲Ⅲ注（10）100頁において「弁護士会」と比較されているのは「婦人団体」であって「女のくつ下」ではない。

(182) 唄孝一「我妻栄先生」前掲Ⅰ注（106）126頁。

えたいと思われるのが、先生の責任感であり先生なりの「大衆志向」でありました。

これもまた文体の呪術（【438】）の一種なのかもしれない。我妻の訥々とした語り口は、本来なら政治的発言に向いていないが、しかし、「魚を釣ろう」の一文に限っては、想定外のインパクトをもたらした。世間は我妻に反骨の警世家としての役割を期待するようになり、優等生の我妻の側でも、世間の期待に応えようとしたのである。

【499】 なお、我妻は、昭和46年にも青法協加入裁判官の再任拒否を「三百代言式論理」と批判する文章を朝日新聞に寄稿しているが、この一文にコメントした大学時代の同級生である林要（【224】【277】）の文章中には、次のようにある。⁽¹⁸³⁾⁽¹⁸⁴⁾

ジャーナリズムへ「随筆」など書くことのない君だが、その君が原則をやぶって新聞にわざわざ寄稿した一文をボクは一度、10年ほど前に読んだ記憶がある。……。「岸君、すこし静養したらどうか？ むかし学生のころ勉強につかれたら、よくやったように、いっしょにマス釣りにでも出かけないか？」というような、たいへん友情のこもった助言だった。

それは、ときの首相の岸信介君のガンバリを見るに見かねて、やむにやまれぬ友情から書いた一文だったにちがいない。その一文のために、ボクはキミへの尊敬の念をあらたにしたものだが、しかし、その一文のために、キミは、多くの心ある人たちの予測と期待に反して、最高裁長官に推薦されなかったんだと、当時もつばらの世評だった。

60年安保の際の朝日新聞への寄稿については、憲法問題研究会の活動の一環と考える向きが多いようである。しかしながら、我妻メモの昭和35年5月～6月の記録（【495】）には、朝日新聞への寄稿の件は、憲法問題研究会の話題になっていないし、林要も、憲法問題研究会とはまったく別の「やむにやまれぬ友情から書いた一文」と述べている。

一方、石堂清倫（【278】）は、我妻や林要ら一高・東大の同級生の当時の動静につ

(183) 我妻榮「最高裁に望む——論破しがたい議論・承服しがたい議論」朝日新聞昭和46年4月15日朝刊2面……〔所収〕我妻榮『民法と五十年（その2）随想拾遺（上）』前掲I注（48）43頁。この寄稿の紹介文にも「同氏は60年安保のときも、ときの首相『岸信介君に与える』という手記を寄せたが、その後、新聞紙上で意見を発表したことはほとんどない」とある。

(184) 林要「原則と例外 論破出来る最高裁の論理／我妻榮君の『最高裁に望む』を読んで」朝日新聞昭和46年5月3日朝刊2面。

いて、次のような証言を残している。

① 石堂清倫「神田襄太郎と福本和夫」⁽¹⁸⁵⁾

神田は大正9年に東大法学部をでた外交官で、のちに中米のどこかの大使になった人で私がこの人を知ったのは大正9年組の異色のグループとの関係である。戦後にそのグループ——安孫子理兵衛、嘉治隆一、林要、我妻栄、伊藤武雄、佐々弘雄、蠟山政道など——は月例の集会をもっていた。神田と我妻以外の人はみな東大新人会員だった。60年安保反対運動のなかで、このグループはおなじく9年組学友の岸信介首相に辞任勧告の相談をしたことがある。

② 石堂清倫「ルカーチと福本和夫の道」⁽¹⁸⁶⁾

福本自身からは聞けなかったことを、彼の一高時代の同期生から偶然に知ることができた。60年安保反対闘争の渦中にいろいろのことがあった。私はこの年に反対運動に「動員」されて読むことも書くこともほとんどなかったが、その代りにたくさんの人に出会った。その一つのグループに、一高で岸信介首相と同期生の集団があった。我妻栄、神田襄太郎、安孫子理兵衛、伊藤武雄、林要、三輪寿壮、嘉治隆一、河西太郎その他の人々が集まった。岸に辞任勧告の決議文をわたす話もち上がった。結局、我妻が私信の形で辞任による事態収拾を勧告したそうである。伊藤以下は新人会員であった。やはり新人会員だった宮崎龍介と蠟山政道も同期になるが、この2人が参加したかどうかは確実ではない。

石堂の文章①に登場する人物のうち佐々弘雄は昭和23年に死去しており、文章②に登場する三輪寿壮も昭和31年に死去しているなど、内容の信憑性について疑念もないではないが、しかし、もし我妻の一文が、一高・東大の同級生との会合から生まれたのだとすれば、「我妻栄の青春」時代を論じた本連載にも、多少の資料的価値は認められてこよう。

イ 御殿場東山：岸信介郎

【500】 昭和48年の我妻の死去に際して、岸信介の文章はどこにも収録されていない。「義理を欠け」とうそぶく昭和の妖怪は、「魚を釣ろう」の一文以降、憲法問題

(185) 石堂清倫「神田襄太郎と福本和夫」梨の花通信14号（中野重治の会、平成7年）232頁。

(186) 石堂清倫「ルカーチと福本和夫の道」〔初出〕季報唯物論研究36号（大阪唯物論研究会、平成15年）……〔所収〕小島亮（編）『福本和夫の思想——研究論文集』（こぶし書房、平成17年）249-250頁。

研究会の闘士（に仕立て上げられた優等生）との関係を断ったのだろうか。

岸信介は、昭和44年御殿場市東山に自邸を建築、翌45年の転居から昭和62年の死去までの17年間を同邸で過ごした。我妻と同年に文化勲章を受章した吉田⁽¹⁸⁷⁾五十八設計のこの邸宅は、岸の死去後、平成15年御殿場市に寄贈され、令和3年国の登録有形文化財に指定された。⁽¹⁸⁸⁾

岸の伝記には、彼がこの邸宅に移り住んだ昭和45年の12月（60年安保による岸内閣退陣から10年後の70年安保の年、我妻死去の3年前）に撮影された一高同級生の記念写真が収録されている。⁽¹⁸⁹⁾最後にこの写真を引用して、本連載を閉じることにしよう。



大正6年、一高独法科卒業のクラス会（昭和45年12月6日 御殿場の岸邸にて）
前列左より岸信介、赤司卓治、我妻栄、後列左より齋藤直一、河西太郎、成富信夫、長沢里治、松本三千雄、関屋佛藏、三輪史郎（壽社の次男）

(187) 前掲注(134)。建築家では伊東忠太（【67】〔別表〕⑳）に次いで2人目の受賞者である。

(188) 平成21年以降、株式会社虎玄（和菓子の虎屋のグループ会社）が指定管理者として管理運営を行っている。虎玄（編）『岸信介邸1969』（虎玄、平成25年）。

(189) 『人間 岸信介』前掲I注(104)28頁。